

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年9月11日
【計算期間】	第11期 （自 平成23年6月14日 至 平成24年6月11日）
【ファンド名】	D I A M外国株式オープン＜D C 年金＞
【発行者名】	D I A Mアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中島 敬雄
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
【事務連絡者氏名】	大楽 信雄
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
【電話番号】	03-3287-3110
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

当ファンドは、追加型株式投資信託に属します。

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。

当ファンドの信託金の限度額は、1兆円とします。ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

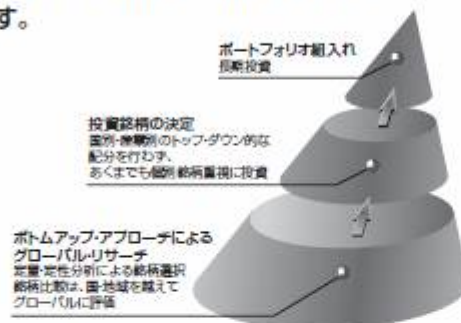
<ファンドの特色>

- 主にDLインターナショナル・リサーチ・オープン・マザーファンド(以下、「マザーファンド」といいます。)への投資を通じ、実質的に日本を除く世界各国の株式へ投資し、ベンチマークであるMSCIコクサイ・インデックス(円換算ベース、為替ヘッジなし)^(※)を長期的に上回る投資成果をめざして運用を行います。

※MSCI コクサイ・インデックス(円換算ベース、為替ヘッジなし)は、MSCI コクサイ・インデックス(米ドルベース)をもとに委託会社が独自に円換算したものです。

MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が公表しているインデックスで、当指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に属しており、また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

- マザーファンドはアナリストによるボトムアップ・アプローチに基づき、個別銘柄重視で投資銘柄の選択を行います。

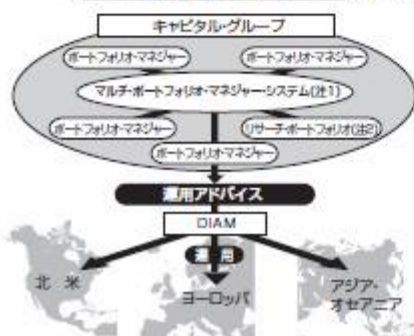


- マザーファンドはキャピタル・インターナショナル株式会社からの情報提供・運用アドバイスをもとにDIAMアセットマネジメントが運用を行います。

「キャピタル・グループ」の一員である「キャピタル・インターナショナル株式会社」から助言を得て運用を行います。キャピタル・グループは、ボトムアップ・アプローチによる徹底した個別銘柄調査に特徴があり、世界各国にポートフォリオ・マネジャー、アナリスト、その他の運用専門家を配置し、グローバルなリサーチ体制を敷いています。運用助言を行うキャピタル・インターナショナル株式会社は、このキャピタル・グループの運用プラットフォームを共有・活用しています。

運用体制について

「マルチ・ポートフォリオ・マネジャー・システム」を採用しています。



注1) マルチ・ポートフォリオ・マネジャー・システムとは、ファンドの資産を複数に分割し、それぞれ異なるポートフォリオ・マネジャーが各々の責任のもと、相互の持ち味を生かしながら各々の資産を運用するシステムです。

つまり、複数のポートフォリオ・マネジャーのアイデア・能力等をポートフォリオに反映させることができます。

これにより、1人のポートフォリオ・マネジャーの場合に起こりやすい偏りを避けることができ、運用パフォーマンスを安定的に向上させ、高いレベルでの運用を長期的に保つことが期待できます。

注2) リサーチ・ポートフォリオとは、ファンド資産の一部に複数のアナリストの投資判断を直接反映させるものです。

4 株式の実質組入比率は、原則として高位を維持します。

5 実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジは原則として行いません。

分配方針

年1回の決算時(毎年6月11日(休業日の場合は翌営業日))に、経費控除後の利子、配当収入および売買益(評価益を含みます。)等の全額を対象として、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。

・将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

・分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

○ 商品分類表

単位型投信 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型投信	海 外	不動産投信
	内 外	その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

○ 商品分類定義

単位型投信・追加型投信

「追加型投信」とは一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

投資対象地域

「海外」とは目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

投資対象資産

「株式」とは目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

○属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を除く)		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり ()
債券 一般 公債 社債	年6回 (隔月)	欧州		
その他債券 クレジット属性 ()	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(株式))		アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型 資産配分変更型				

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

○属性区分定義

投資対象資産

「その他資産（投資信託証券（株式））」とは目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主として株式へ実質的に投資する旨の記載があるものをいいます。

(注) 商品分類表の投資対象資産は株式に分類され、属性区分表の投資対象資産はその他資産（投資信託証券（株式））に分類されます。

決算頻度

「年1回」とは目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

投資対象地域

「グローバル（日本を除く）」とは目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除く世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

投資形態

「ファミリーファンド」とは目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジ

「なし」とは目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替

のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

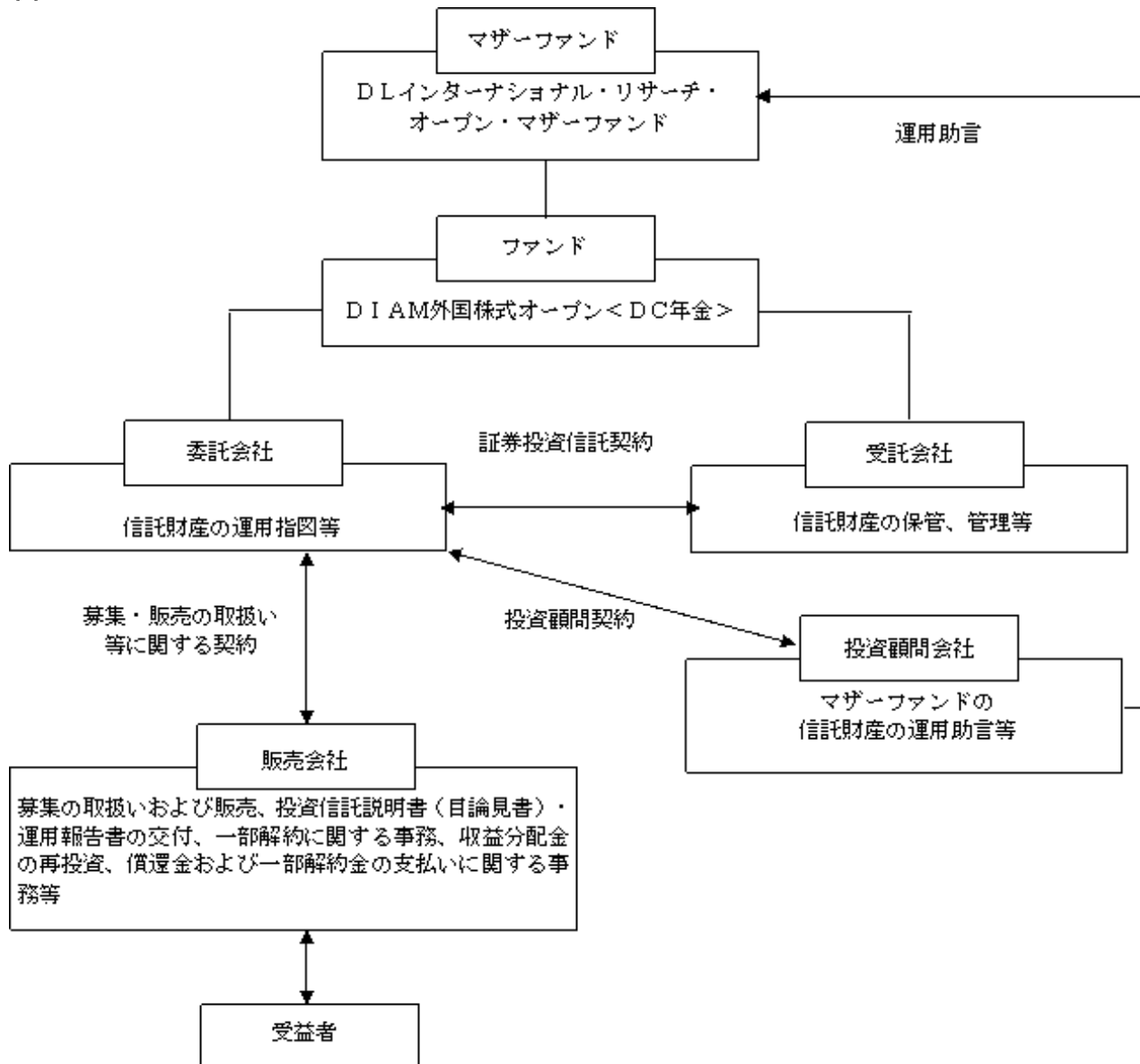
上記の分類は、社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づき記載しております。上記以外の商品分類および属性区分の定義については、以下の方法でご確認ください。

- ・投資信託協会への照会
- ホームページ URL <http://www.toushin.or.jp/>

(2)【ファンドの沿革】

平成13年10月1日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

(3)【ファンドの仕組み】



委託会社：D I A Mアセットマネジメント株式会社

当ファンドの委託会社として信託財産の運用の指図、投資信託説明書（目論見書）・運用報告書の作成等を行います。

受託会社：三井住友信託銀行株式会社

当ファンドの信託財産の保管・管理業務等を行います。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

販売会社

当ファンドの募集の取扱いおよび販売を行い、投資信託説明書（目論見書）・運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資、一部解約金および償還金の支払いに関する事務等を行います。

投資顧問会社：キャピタル・インターナショナル株式会社

委託会社との投資顧問契約に基づき、マザーファンドの信託財産の運用助言を行います。

・「証券投資信託契約」の概要

委託会社と受託会社との間においては、当ファンドの設定時に証券投資信託契約を締結しております。

当該契約の内容は、当ファンドの運用の基本方針、投資対象、投資制限、受益者の権利等を規定したものであります。

・「募集・販売の取扱い等に関する契約」の概要

委託会社と販売会社との間においては、募集・販売の取扱い等に関する契約を締結しております。

当該契約の内容は、証券投資信託の募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資・一部解約金および償還金の受益者への支払い等に関する包括的な規則を定めたものです。

・「投資顧問契約」の概要

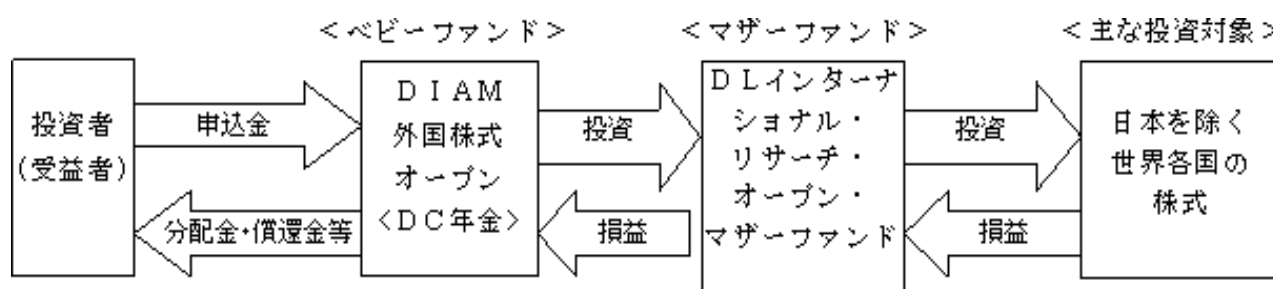
委託会社と投資顧問会社との間においては、マザーファンドの運用の指図に関する助言契約を締結しております。

当該契約の内容は、投資顧問サービスの内容、助言の基本方針、運用の責任等について規定したものであります。

●ファミリーファンド方式とは●

当ファンドは、「ファミリーファンド方式」により運用を行います。

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金の全部または一部をマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



○委託会社の概況

名称：D I A Mアセットマネジメント株式会社

本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

資本金の額

20億円（平成24年6月29日現在）

委託会社の沿革

昭和60年 7月 1日	会社設立
平成10年 3月31日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
平成10年12月 1日	証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
平成11年10月 1日	第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社及び日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。
平成20年 1月 1日	「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「D I A Mアセットマネジメント株式会社」に商号変更

大株主の状況

（平成24年6月29日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	50.0%
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内二丁目5番1号	12,000株	50.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

<基本方針>

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

<投資態度>

主としてD Lインターナショナル・リサーチ・オープン・マザーファンド受益証券に投資します。M S C I コクサイインデックス（円換算ベース、為替ヘッジなし）をベンチマークとし、長期的にこれを上回る投資成果をめざします。

有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る先物オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産（約款第15条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいい、以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23

条および第24条に定めるものに限りです。)

ハ．金銭債権

二．約束手形

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

有価証券の指図範囲（約款第16条第1項）

委託会社は、信託金を、主としてD I A Mアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結されたDLインターナショナル・リサーチ・オープン・マザーファンドの受益証券ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1)株券または新株引受権証券
- 2)国債証券
- 3)地方債証券
- 4)特別の法律により法人の発行する債券
- 5)社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6)コマーシャル・ペーパー
- 7)新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 8)外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)～7)の証券または証書の性質を有するもの
- 9)投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替投資信託受益権を含みます。）
- 10)投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 11)外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 12)オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
- 13)預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 14)外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 15)指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 16)抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 17)貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 18)外国の者に対する権利で17)の有価証券の性質を有するもの

なお、上記1)の証券または証書、8)ならびに13)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から5)までの証券および8)ならびに13)の証券または証書のうち2)から5)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、9)の証券および10)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲（約款第16条第2項）

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の

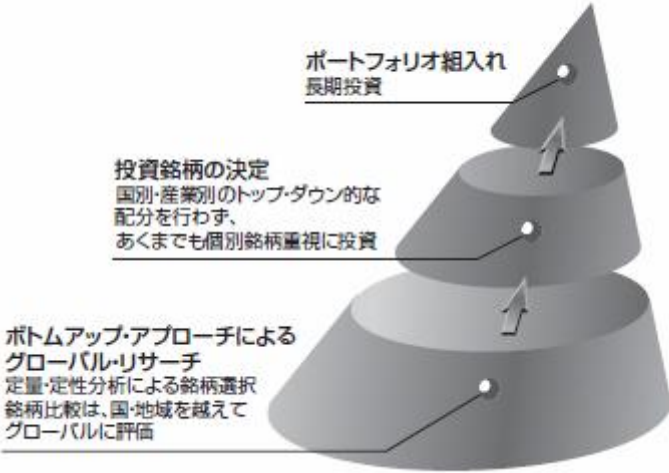
規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を上記 の1)から4)までの金融商品により運用することの指図ができます。（約款第16条第3項）

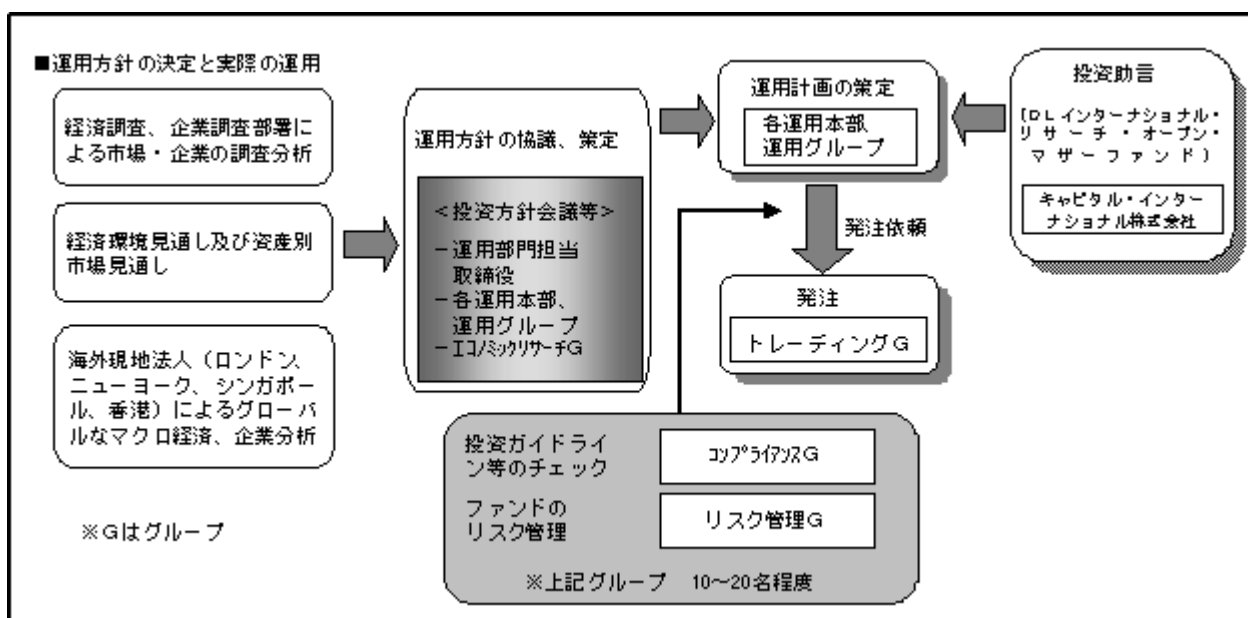
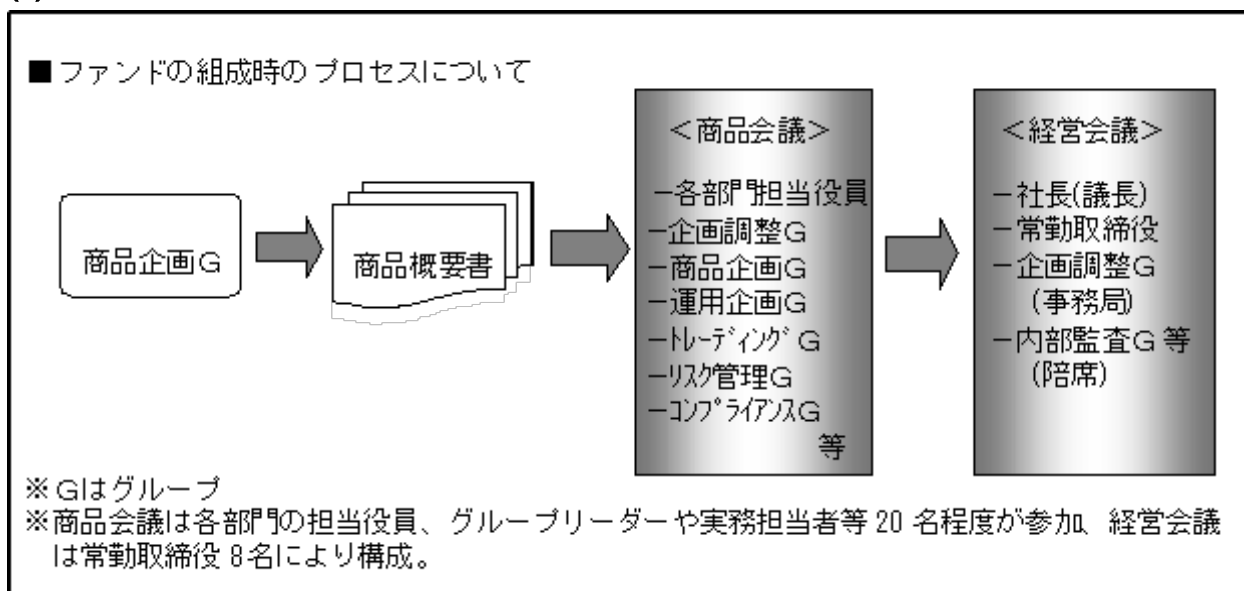
（参考）当ファンドが投資するマザーファンドの概要

ファンド名	D L インターナショナル・リサーチ・オープン・マザーファンド
基本方針	信託財産の成長を図ることを目標に運用を行います。
主な投資対象	日本を除く世界各国の株式を主要な投資対象とします。
投資態度	日本を除く世界各国の株式市場から厳選した優良銘柄を主要投資対象とします。 M S C I コクサイ・インデックス（円換算ベース、為替ヘッジなし）をベンチマークとし、長期的にこれを上回る投資成果をめざします。 アナリストによるボトムアップ・アプローチに基づき、個別銘柄重視で投資銘柄の選択を行います。銘柄選択にあたっては、キャピタル・インターナショナル株式会社からの投資助言に基づいて長期的なスタンスでの成長を重視します。 株式の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。 外貨建資産に対する為替ヘッジは原則として行いません。 有価証券先物取引等を行うことがあります。 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことができます。

運用プロセス	「キャピタル・グループ」の一員である「キャピタル・インターナショナル株式会社」から助言を得て運用を行います。キャピタル・グループは、ボトムアップ・アプローチによる徹底した個別銘柄調査に特徴があり、世界各地にポートフォリオマネジャー、アナリスト、その他の運用専門家を配置し、グローバルなリサーチ体制を敷いています。 運用助言を行うキャピタル・インターナショナル株式会社は、このキャピタル・グループの運用プラットフォームを共有・活用しています。 
主な投資制限	株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます）への投資割合には、制限を設けません。 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。 同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

(3)【運用体制】



運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

< ファンドの組成時のプロセスについて >

運用目標、運用プロセス、投資対象などの商品内容は、商品企画グループが関連各部署と協議のうえ、「商品概要書」として策定し、企画調整グループが事務局となる「商品会議」にて協議・検討致します。「商品会議」で協議・修正等された商品内容は「経営会議」で経営陣による討議を経て最終決定致します。なお、「経営会議」は、社長が議長を務め、常勤取締役を構成メンバーとし、監査役が同席のうえ、開催される会議であり、取締役会が決定した会社の基本方針に基づき全般的業務執行方針・計画および重要な業務の実施について協議・決定するとともに経営上の重要事項を審議しています。

< 運用方針の決定と実際の運用 >

経済環境見通し、資産別市場見通し、基本投資方針およびファンドの運用方針は、運用部門担当取締役、各運用本部、運用グループの運用担当者、エコノミックリサーチグループ等で構成される「投資方針会議」にて協議、策定致します。

「投資方針会議」において決定された運用方針をファンドの投資方針に照らし合わせて運用計画を策定します。なお、運用計画の策定は、運用担当者およびアナリスト等の調査活動等に加え、投資助言先から得られた情報も参考にされます。個別の有価証券等の発注は、運用部門から独立したトレーディンググループで執行されます。なお、ファンドの運用等ガイドラインチェックについては、コンプライアンスグループにて行われます。ファンドのリスク管理や分析については、リスク管理グループにて行われます。

D L インターナショナル・リサーチ・オープン・マザーファンドについては、キャピタル・インターナショナル株式会社の運用助言を受けます。

上記体制は平成24年6月29日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

収益分配方針

毎決算時（原則6月11日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1)分配対象額の範囲

経費控除後の利子、配当収入および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

2)分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないことがあります。

3)留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

収益の分配方式

a. 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理するものとします。

1)配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税および地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）に相当する金額、監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2)売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額、監査報酬及び当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

b. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の再投資

収益分配金は、原則として自動的に再投資される性格を有します。

販売会社は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に対し、遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益

権の売付けを行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

株式への実質投資割合（約款「運用の基本方針」(3)投資制限）

株式への実質投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券等への実質投資割合（約款「運用の基本方針」(3)投資制限）

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券への実質投資割合（約款「運用の基本方針」(3)投資制限）

マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への実質投資割合（約款「運用の基本方針」(3)投資制限）

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

投資する株式等の範囲（約款第18条）

- 1) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所等に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所等に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- 2) 上記1)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

同一銘柄の株式等への投資制限（約款第19条）

- 1) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- 2) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- 3) 上記1)および2)において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式および当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

同一銘柄の転換社債等への投資制限（約款第20条）

- 1) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- 2) 上記1)において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

信用取引の指図範囲（約款第21条）

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
- 2) 信用取引の指図は、次の1.～6.に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の1.～6.に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図・目的・範囲（約款第22条）

- 1) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象有価証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（信託財産の組入ヘッジ対象有価証券およびマザーファンドの組入ヘッジ対象有価証券のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入ヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金とマザーファンドが限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金の割合を乗じて得た額をいいます。）を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに上記(2)投資対象 金融商品の指図範囲1)～4)に掲げる金融商品で運用している額とマザーファンドが限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに上記(2)投資対象 金融商品の指図範囲1)～4)に掲げる金融商品で運用している額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等

ならびに上記（２）投資対象 金融商品の指図範囲1)～4)に掲げる金融商品で運用している額の割合を乗じて得た額をいいます。）の合計額の範囲内とします。

- 3.コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- 2)委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引および先物オプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
 - 1.先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
 - 2.先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
 - 3.コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- 3)委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
 - 1.先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記(2)投資対象 金融商品の指図範囲1)～4)に掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象金利商品の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）の合計額の範囲内とします。
 - 2.先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに上記(2)投資対象 金融商品の指図範囲1)～4)に掲げる金融商品で運用している額（以下において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
 - 3.コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲（約款第23条）

- 1)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交

換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

- 2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4) 上記3)においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 5) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等を基に算出した価額で評価するものとします。
- 6) 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図、目的、範囲（約款第24条）

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- 2) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。以下本項において同じ。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4) 上記3)においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 5) 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額の

うち信託財産に属するとみなした額との合計額（「ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。以下本項において同じ。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

- 6) 上記5)においてマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 7) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 8) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲（約款第25条）

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1.～2.の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価総額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2) 上記1)1.～2.で定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3) 委託会社は、有価証券の貸付に当たって必要と認めるときは、担保の受入の指図を行なうものとします。

特別の場合の外貨建資産への投資制限（約款第26条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図（約款第27条）

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- 2) 上記1)の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 3) 上記2)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

資金の借入れ（約款第34条）

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- 2)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- 3)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式の議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）が、当該株式の議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、当該株式を投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはなりません。

デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令 第130条第1項第8号）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含む。）を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

3【投資リスク】

< 基準価額の主な変動要因 >

当ファンドの基準価額は、ファンドに組入れられる有価証券の値動き、為替変動等により影響を受けますが、運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、下記の変動要因により基準価額が下落し、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。

(1) 株価変動リスク

当ファンドは実質的に株式に投資をしますので、株式市場が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。

(2) 個別銘柄選択リスク

当ファンドでは、個別銘柄調査を踏まえて投資銘柄を選定するため、株式市場全体の動きとは異なる場合があります。個別銘柄選択リスクとは、投資した株式の価格変動によっては収益の源泉となる場合もありますが、株式市場全体の動向にかかわらず基準価額の下落の要因となる可能性があるリスクをいいます。

(3) 為替リスク

為替リスクとは、外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が変動するリスクをいいます。一般に外国為替相場が対円で下落（円高）になった場合には、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。したがって

て、外貨建証券が現地通貨建てでは値上がりしている場合でも、当該通貨の為替相場の対円での下落（円高）度合いによっては、当該証券の円ベースの評価額が減価し、当ファンドの基準価額の変動および分配金に影響を与える要因となります。また外貨建証券への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因による影響を受けて損失を被る可能性もあります。当ファンドでは、為替リスクに対して為替ヘッジを行わないことを原則としているため、円と外国通貨の為替レートの変化がファンドの資産価値に大きく影響します。

(4)信用リスク

株式や短期金融商品等の発行者が経営不安・倒産等に陥った場合、投資した資金が回収できなくなることがあります。また、こうした状況に陥ると予想される場合、当該株式等の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。

(5)国別配分リスク

当ファンドでは、ボトムアップ・アプローチにより選択された結果としての組入株式の国別配分が、ベンチマークを構成する国別構成比率と若干異なる場合があります。

この国別配分が、当ファンドの収益の源泉となる場合もありますが、当ファンドの投資対象国のうち一部の国において国内景気、経済、社会情勢等の変化等の影響を受けて株式市場全体の市場価値が下落する場合には、当ファンドの組入株式の国別配分がベンチマークの国別比率と同等あるいは優れたものであったとしても、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。

(6)流動性リスク

当ファンドは、実質的に市場規模が小さい株式等に投資する場合があります。そのような市場では、資産規模や取引量が少ないため売却時に市場実勢から期待される価格で売却できなかったり、売買取引が困難となることから、価格の値動きが大きくなることがあり、基準価額に影響をおよぼす可能性があります。

<分配金に関する留意点>

- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。
- 分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

<その他の留意点>

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドはベンチマークを採用しておりますが、ベンチマークは市場の構造変化等の影響により今後見直す場合があります。また、当ファンドの運用成果は、ベンチマークを上回ることも下回ることもあり、ベンチマークに対して一定の運用成果をあげることを保証するものではありません。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファ

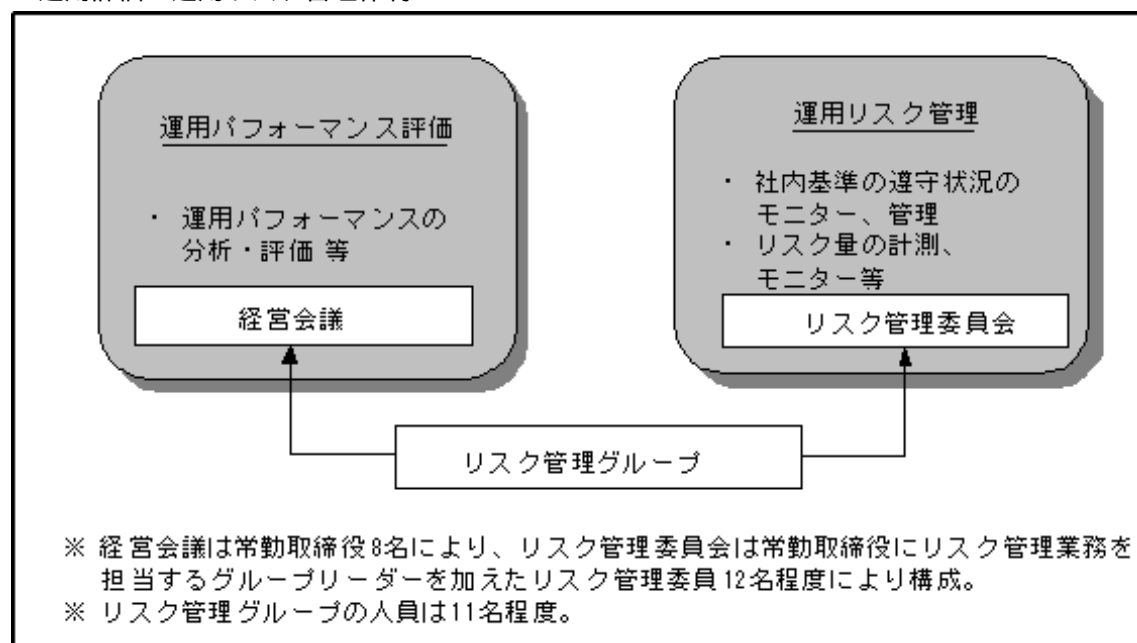
ンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

- 資金動向、市場動向等によっては、投資態度にしたがった運用ができない場合があります。
- 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付または解約の受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付または解約の受付を取り消すことができるものとします。
- 当ファンドは受益権口数が10億口を下回った場合、受益者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情がある場合等、当初定められていた信託期間の途中でも信託を終了（繰上償還）させる場合があります。

注意事項

- イ. 当ファンドは、実質的に株式など値動きのある有価証券（外貨建資産には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は大きく変動します。
- ロ. 投資信託は、預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- ハ. 投資信託は、購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- ニ. 投資信託は、投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合があります、これによる損失は購入者が負担することとなります。

< 運用評価・運用リスク管理体制 >



運用パフォーマンス評価は、運用部門から独立したリスク管理グループが月次で対象ファンドについて分析を行い、結果を「経営会議」に報告します。また、「経営会議」において運用パフォーマンス評価方法の協議も行い、適宜見直しを行います。

運用リスク管理は、リスク管理グループがリスクを把握、管理し、運用部門への是正指示を行うなど、適切な管理を行います。また運用リスク管理の結果については月次で「リスク管理委員会」に報告致します。

上記体制は平成24年6月29日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

ありません。

(2)【換金（解約）手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.8270%（税抜 1.74%）を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分は、委託会社が年率0.8505%（税抜 0.81%）、販売会社が年率0.8715%（税抜0.83%）、受託会社が年率0.1050%（税抜 0.10%）です。

信託報酬は、日々の基準価額に反映され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。また、信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中より支弁します。

当ファンドの主要投資対象であるマザーファンドの運用においては、キャピタル・インターナショナル株式会社から助言を得ておりますが、同社への投資顧問報酬は当ファンドまたはマザーファンドから直接的な支弁は行いません。同社への投資顧問報酬は委託会社が受け取った報酬からマザーファンドの純資産総額に応じて支払います。

(4)【その他の手数料等】

イ.信託財産留保額

解約時に、解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%を乗じて得た額とします。

ロ.その他の費用

当ファンドから支払われる費用には以下のものがあります。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立て替えた立替金の利息および借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表監査に要する費用は、計算期間を通じて毎日計算し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに信託財産中より支弁します。

有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額ならびに外貨建資産の保管等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

マザーファンドで負担する有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額ならびに外貨建資産の保管等に要する費用は、間接的に当ファンドで負担することになります。

税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

上記の「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

(5)【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

確定拠出年金の加入者におかれましては、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

なお、上記以外の場合の課税の取扱いは下記の通りです。

○個人の受益者に対する課税

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金（解約）時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して10%

税金は表に記載の時期に適用されます。

上記の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

上記は、平成25年1月1日から平成25年12月31日までは10.147%の税率となります。また、平成26年1月1日以降は20.315%の税率となる予定です。

○法人の受益者に対する課税

平成24年12月31日までの間は、収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

上記7%の税率は平成25年1月1日から平成25年12月31日までの間は、7.147%（所得税7.147%（復興特別所得税を含みます。））となります。

また、上記7.147%の税率は平成26年1月1日からは、15.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。））となる予定です。

○益金不算入制度、配当控除の適用

益金不算入制度、配当控除の適用はありません。

上記は、平成24年6月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更になることがあります。税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

< 個別元本について >

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。

収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の＜収益分配金の課税について＞を参照。）

< 収益分配金の課税について >

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配の際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

平成24年6月29日現在

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	13,039,364,617	98.54
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		193,561,546	1.46
合 計 （純資産総額）		13,232,926,163	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）マザーファンドの投資状況

D Lインターナショナル・リサーチ・オープン・マザーファンド

平成24年6月29日現在

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率(%)
株式	米国	7,386,427,068	53.24
	英国	1,519,977,945	10.96
	カナダ	430,917,903	3.11
	スイス	849,179,483	6.12
	スウェーデン	164,093,217	1.18
	デンマーク	97,010,480	0.70
	ノルウェー	54,545,679	0.39
	アイルランド	108,613,720	0.78
	オランダ	372,924,609	2.69
	フランス	764,736,768	5.51
	ドイツ	320,008,710	2.31
	スペイン	49,629,992	0.36
	イタリア	43,096,426	0.31
	フィンランド	110,658,289	0.80
	オーストリア	76,291,736	0.55
	香港	193,022,278	1.39
	中国	78,163,991	0.56
	シンガポール	247,434,313	1.78
	オーストラリア	114,235,935	0.82
	パプアニューギニア	119,237,847	0.86
	パナマ	48,803,418	0.35
	バミューダ諸島	160,782,714	1.16
	オランダ領キュラソー	239,613,149	1.73
	ジャージー・チャネル諸島	87,419,284	0.63
	小計	13,636,824,954	98.29
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		237,211,414	1.71
合 計 （純資産総額）		13,874,036,368	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

平成24年6月29日現在

順位	銘柄名	種類	国名	口数	帳簿価額		評価額		投資比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	D L インターナショナル・リサーチ・オープン・マザーファンド	親投資信託受益証券	日本	12,839,075,047	10,263.00	13,176,742,720	10,156.00	13,039,364,617	98.54

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) 簿価単価及び評価単価は1万口当たりの基準価額です。

(注3) 投資有価証券は1銘柄のみです。

種類別業種別投資比率

平成24年6月29日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	98.54
合計	98.54

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（参考）マザーファンドの投資資産

D L インターナショナル・リサーチ・オープン・マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

平成24年6月29日現在

順位	銘柄名	種類	国名	業種	株数又は 券面総額	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
						単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	AT&T INC	株式	米国	各種電気通 信サービス	140,594	2,512.17	353,195,635	2,806.78	394,616,554	2.84
2	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	株式	米国	医薬品	130,707	2,664.65	348,287,874	2,782.19	363,652,336	2.62
3	GILEAD SCIENCE S INC	株式	米国	バイオテク ノロジー	86,369	3,743.67	323,337,120	3,968.67	342,770,267	2.47
4	IMPERIAL TOBAC CO GROUP PLC	株式	英国	タバコ	109,789	3,133.39	344,011,438	2,979.50	327,116,765	2.36
5	GOOGLE INC	株式	米国	インターネ ットソフト ウェア・サ ービス	7,249	48,884.89	354,366,550	44,755.43	324,432,084	2.34
6	DANAHER CORP	株式	米国	コングロマ リット	81,183	4,314.51	350,264,719	3,959.95	321,480,483	2.32
7	PERNOD-RICARD	株式	フラン ス	飲料	37,200	8,090.09	300,951,282	8,019.66	298,331,456	2.15
8	BB&T CORP	株式	米国	商業銀行	121,711	2,409.94	293,316,178	2,395.16	291,517,562	2.10
9	HSBC HOLDINGS PLC	株式	英国	商業銀行	420,014	703.31	295,400,403	687.26	288,657,073	2.08
10	BROADCOM CORP- CL A	株式	米国	半導体・半 導体製造装 置	106,463	2,898.18	308,549,146	2,575.99	274,247,496	1.98
11	PRUDENTIAL PLC	株式	英国	保険	298,024	959.27	285,884,652	890.16	265,288,329	1.91
12	UNITED TECHNOL OGIES CORP	株式	米国	航空宇宙・ 防衛	44,286	6,839.69	302,902,594	5,757.91	254,994,625	1.84
13	SCHLUMBERGER L TD	株式	オラ ンダ 領キ ュラ ソー	エネルギー 設備・サー ビス	48,170	5,833.88	281,017,940	4,974.32	239,613,149	1.73
14	DISCOVERY COMM NUCATIONS-A	株式	米国	メディア	55,626	3,811.63	212,025,513	4,211.36	234,261,167	1.69
15	APPLE INC	株式	米国	コンピュ ータ・周辺機 器	5,126	46,672.44	239,242,921	45,131.36	231,343,328	1.67
16	NESTLE SA-REGI STERED	株式	スイ ス	食品	49,833	4,622.89	230,372,418	4,599.65	229,214,334	1.65
17	ORACLE CORP	株式	米国	ソフトウェ ア	99,361	2,339.16	232,421,357	2,234.16	221,988,640	1.60
18	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	株式	スイ ス	医薬品	15,417	13,170.04	203,042,538	13,392.01	206,464,603	1.49

19	GOLDMAN SACHS GROUP INC	株式	米国	資本市場	26,053	9,426.98	245,601,226	7,414.69	193,174,968	1.39
20	CHEVRON CORP	株式	米国	石油・ガス・消耗燃料	22,089	8,762.80	193,561,449	8,205.41	181,249,359	1.31
21	HOME DEPOT INC	株式	米国	専門小売り	43,421	3,940.71	171,109,763	4,099.53	178,005,861	1.28
22	SCHNEIDER ELECTRIC SA	株式	フランス	電気設備	43,607	4,957.47	216,180,228	4,013.78	175,028,948	1.26
23	CENOVUS ENERGY INC W/I	株式	カナダ	石油・ガス・消耗燃料	72,434	2,807.85	203,383,633	2,405.97	174,274,161	1.26
24	MONSANTO CO	株式	米国	化学	27,269	6,215.94	169,502,566	6,364.63	173,557,027	1.25
25	DANONE	株式	フランス	食品	35,459	5,211.20	184,783,942	4,675.34	165,782,846	1.19
26	HALLIBURTON CO	株式	米国	エネルギー設備・サービス	75,193	2,662.45	200,197,526	2,196.09	165,130,889	1.19
27	AIA GROUP LTD	株式	香港	保険	603,200	283.59	171,059,914	261.12	157,508,187	1.14
28	INMET MINING CORPORATION	株式	カナダ	金属・鉱業	48,568	4,286.49	208,186,424	2,990.19	145,227,621	1.05
29	NOBLE ENERGY INC	株式	米国	石油・ガス・消耗燃料	22,215	7,713.58	171,357,203	6,444.73	143,169,690	1.03
30	CATERPILLAR INC	株式	米国	機械	21,728	8,742.47	189,956,347	6,553.39	142,391,956	1.03

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

種類別業種別投資比率

平成24年6月29日現在

種類	業種	投資比率（％）
株式	医薬品	7.30
	石油・ガス・消耗燃料	7.18
	商業銀行	6.44
	保険	5.54
	各種電気通信サービス	4.64
	金属・鉱業	4.45
	メディア	4.43
	タバコ	4.43
	エネルギー設備・サービス	4.42
	バイオテクノロジー	3.25
	半導体・半導体製造装置	2.91
	インターネットソフトウェア・サービス	2.86
	食品	2.85
	コングロマリット	2.80
	資本市場	2.71
	機械	2.59
	専門小売り	2.56
	情報技術サービス	2.47
	化学	2.28
	コンピュータ・周辺機器	2.20
	飲料	2.15

航空宇宙・防衛	1.84
電気設備	1.69
繊維・アパレル・贅沢品	1.69
通信機器	1.65
ソフトウェア	1.60
ヘルスケア・プロバイダー / ヘルスケア・サービス	1.10
ヘルスケア機器・用品	1.06
ホテル・レストラン・レジャー	0.85
各種金融サービス	0.77
総合公益事業	0.73
建設関連製品	0.67
建設資材	0.63
自動車	0.62
建設・土木	0.52
無線通信サービス	0.47
インターネット販売・カタログ販売	0.46
電子装置・機器・部品	0.37
陸運・鉄道	0.35
専門サービス	0.28
販売	0.21
ヘルスケア・テクノロジー	0.15
商業サービス・用品	0.12
合計	98.29

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

直近日（平成24年6月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （百万円）		1口当たり純資産額 （円）	
	分配落	分配付	分配落	分配付
第2期末（平成15年6月11日現在）	120	120	0.9747	0.9747
第3期末（平成16年6月11日現在）	738	738	1.1011	1.1011
第4期末（平成17年6月13日現在）	2,146	2,146	1.1530	1.1530
第5期末（平成18年6月12日現在）	5,559	5,559	1.3234	1.3234
第6期末（平成19年6月11日現在）	10,176	10,176	1.7117	1.7117
第7期末（平成20年6月11日現在）	10,280	10,280	1.3249	1.3249
第8期末（平成21年6月11日現在）	8,018	8,018	0.7952	0.7952
第9期末（平成22年6月11日現在）	10,255	10,255	0.8149	0.8149
第10期末（平成23年6月13日現在）	12,889	12,889	0.8652	0.8652
第11期末（平成24年6月11日現在）	13,268	13,268	0.8047	0.8047
平成23年6月末	13,327	—	0.8822	—
7月末	13,004	—	0.8597	—
8月末	11,889	—	0.7750	—
9月末	11,186	—	0.7185	—
10月末	12,786	—	0.8197	—
11月末	11,982	—	0.7613	—
12月末	12,414	—	0.7770	—
平成24年1月末	12,930	—	0.8077	—
2月末	14,539	—	0.8992	—
3月末	14,854	—	0.9082	—
4月末	14,590	—	0.8947	—
5月末	13,074	—	0.7900	—
6月末	13,232	—	0.7956	—

【分配の推移】

	1口当たりの分配額（円）
第2期	-
第3期	-
第4期	-
第5期	-
第6期	-
第7期	-
第8期	-
第9期	-
第10期	-
第11期	-

【収益率の推移】

	収益率（％）
第2期	10.64
第3期	12.97
第4期	4.71
第5期	14.78
第6期	29.34
第7期	22.60
第8期	39.98
第9期	2.48
第10期	6.17
第11期	6.99

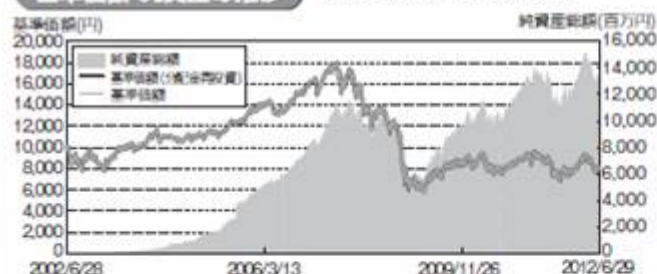
(注) 収益率 = (当期分配付き基準価額—前期分配落ち基準価額) ÷ 前期分配落ち基準価額 × 100

<< 参考情報 >>

データの基準日:2012年6月29日

基準価額・純資産の推移

(2002年6月28日～2012年6月29日)



※基準価額(分配金再投資)は、設定当初の投資元本10,000円に設定後の税引前分配金を再投資したものとして計算しておりますので、実際の基準価額とは異なります。(設定日2001年10月1日)
 ※基準価額は信託報酬控除後です。

分配の推移(税引前)

第7期	(2008.06.11)	0円
第8期	(2009.06.11)	0円
第9期	(2010.06.11)	0円
第10期	(2011.06.13)	0円
第11期	(2012.06.11)	0円
設定以来累計		0円

(注) 分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

(注) 投資比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

■組入銘柄一覧

順位	銘柄名	投資比率(%)
1	DLインターナショナル・リサーチ・オープン・マザー・ファンド	98.54

■DLインターナショナル・リサーチ・オープン・マザー・ファンド

(注) 投資比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

ポートフォリオの状況

資産の種類	国名	投資比率(%)
株式	米国	53.24
	英国	10.96
	スイス	6.12
	フランス	5.51
	カナダ	3.11
	その他	19.96
	小計	98.29
現金・預金その他の資産(負債控除後)		1.71
合計(純資産総額)		100.00

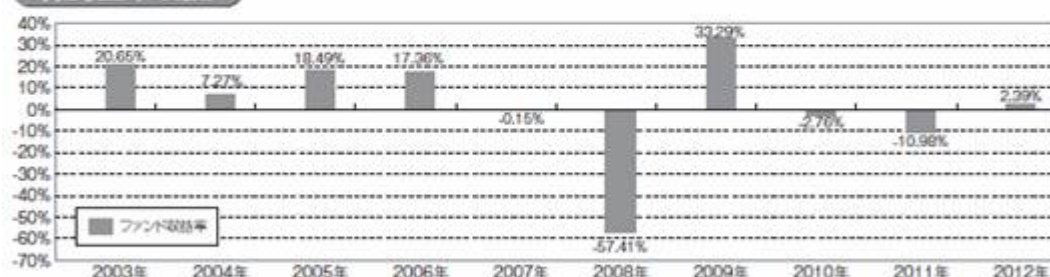
組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国名	業種	投資比率(%)
1	AT&T INC	株式	米国	各種電気通信サービス	2.84
2	BRISTOL MYERS SQUIBB CO	株式	米国	医薬品	2.62
3	GLEAD SCIENCES INC	株式	米国	バイオテクノロジー	2.47
4	IMPERIAL TOBACCO GROUP PLC	株式	英国	タバコ	2.36
5	GOOGLE INC	株式	米国	インターネットソフトウェアサービス	2.34
6	DANAHER CORP	株式	米国	コングロマリット	2.32
7	PERNOD RICARD	株式	フランス	飲料	2.15
8	BBST CORP	株式	米国	商業銀行	2.10
9	HSBC HOLDINGS PLC	株式	英国	商業銀行	2.08
10	BROADCOM CORP CL A	株式	米国	半導体・半導体製造装置	1.98

組入上位5業種(株式)

順位	業種	投資比率(%)
1	医薬品	7.30
2	石油・ガス・消耗燃料	7.18
3	商業銀行	6.44
4	保険	5.54
5	各種電気通信サービス	4.64

年間収益率の推移



※当ファンドの収益率は、税引前の分配金を再投資したものとして算出しております。

※当ファンドの収益率は、暦年ベースで表示しています。但し、2012年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

○委託会社ホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

(4)【設定及び解約の実績】

下記計算期間の設定及び解約口数は次の通りです。

	設定口数	解約口数
第2期	109,533,046	1,429,626
第3期	633,384,170	86,843,119
第4期	1,348,349,617	157,662,404
第5期	2,988,555,849	649,064,769
第6期	2,587,638,932	842,835,855
第7期	3,052,747,550	1,238,823,888
第8期	3,562,603,136	1,239,540,503
第9期	4,052,712,896	1,549,576,190
第10期	4,246,887,798	1,934,766,973
第11期	3,859,028,098	2,268,795,841

(注) 本邦外における設定及び解約はございません。

第2【管理及び運営】**1【申込（販売）手続等】**

お申込みの方法

- ・お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。
当ファンドは、原則として確定拠出年金制度によるお申込みのみの取扱いとなります。ただし、委託会社または販売会社が取得する場合はこの限りではありません。
- ・当ファンドは、収益の分配が行われた場合、収益分配金を無手数料で再投資する「累積投資（自動けいぞく）専用」ファンドです。このためお申込みの際、受益権の取得申込者は販売会社との間で、「累積投資約款」に従って分配金累積投資に関する契約を締結します。
なお、販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。
- ・当ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時までに申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。
- ・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

お申込価額（発行価額）

・お申込日の翌営業日の基準価額 とします。

収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口あたりに換算した基準価額で表示することがあります。）

< 基準価額の照会方法等 >

基準価額は、当ファンドの委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

コールセンター：0120 - 506 - 860（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

お申込手数料

ありません。

お申込単位

1円以上1円単位（当初元本1口＝1円）

収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。

払込期日

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

2【換金（解約）手続等】

解約のお申込み方法

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位をもって解約の請求をすることができます。受益者が解約の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。委託会社は、解約の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

原則として販売会社の毎営業日の午後3時までに解約の請求が行われ、かつ、解約の受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約の受付を中止することおよびすでに受付けた解約の請求を取り消すことができます。解約の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受付けたものとします。

解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消

の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

解約価額

解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額として当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を控除した価額とします。

信託財産留保額は、解約に際して生じる売買手数料等の費用について、受益者間の公平性を確保するため解約者から一定の金額を徴収し、信託財産に繰り入れるものです。

解約価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

当ファンドの解約価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・ 販売会社へのお問い合わせ
- ・ 委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

コールセンター:0120 - 506 - 860（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

解約代金の受渡日

解約代金は、原則として解約請求受付日より起算して5営業日目から販売会社の営業所等において支払います。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額（1万口当たり）は、毎営業日、委託会社にて計算されます。

当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・ 販売会社へのお問い合わせ
- ・ 委託会社への照会

ホームページ：URL <http://www.diam.co.jp/>

コールセンター:0120 - 506 - 860（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

(2)【保管】

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、委託会社は受益証券を発行しません。

(3)【信託期間】

信託期間は平成13年10月1日から無期限です。ただし、下記(5)イ.の場合には、信託を終了する場合があります。

(4)【計算期間】

- a. 計算期間は毎年6月12日から翌年6月11日までとします。
- b. 上記a.の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】**イ. 償還規定**

- a. 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、信託期間中においてこの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- c. 委託会社は、上記a.およびb.の事項について、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- d. 委託会社は上記c.の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- e. 上記d.に定める一定期間内に異議を述べた受益者の受益権口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは信託契約の解約をしません。
- f. 委託会社は、上記e.の規定により、信託契約を解約しないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの内容を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- g. 上記d.からf.の規定は信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記d.の一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- h. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- i. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、下記「ロ.信託約款の変更d.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- j. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は下記「ロ.信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託者を選任します。委託会社が新受託者を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

- k. 上記d. に規定する一定の期間内に、委託会社に対し異議を述べた受益者は、受託会社に対し自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。当該買取請求権の内容および手続きは、公告または書面に付記します。

ロ．信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は上記a. のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c. 委託会社は上記b. の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対し異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 上記c. に定める一定期間内に異議を述べた受益者の受益権口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは信託約款の変更をしません。
- e. 委託会社は、上記d. の規定により信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの内容を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- f. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記a. からe. の規定にしたがいます。
- g. 上記c. に規定する一定の期間内に、委託会社に対し異議を述べた受益者は、受託会社に対し自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。当該買取請求権の内容および手続きは、公告または書面に付記します。
- h. 上記b. に該当しない場合の約款変更のお知らせは、「運用報告書」にてお知らせいたします。

ハ．関係法人との契約の更改

証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約について、委託会社と販売会社との間の当該契約は、原則として期間満了の3ヵ月前までに当事者間の別段の意思表示がない限り、1年毎に自動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

投資顧問契約について、委託会社と投資顧問会社の間の当該契約は、原則として当ファンドの主要投資対象であるマザーファンドの信託終了日まで存続します。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

二．公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

平成25年4月1日より、公告の方法は以下の通り変更される予定です。委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページに掲載します。

（URL <http://www.diam.co.jp/>）

ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。

ホ．運用報告書

委託会社は、毎計算期間の末日（原則として毎年6月11日。休業日の場合は翌営業日。）および償還時に運用報告書を作成し、当該信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

運用報告書は委託会社のホームページにおいても開示します。

（URL <http://www.diam.co.jp/>）

4【受益者の権利等】

収益分配金受領権

当ファンドの収益分配金は、自動的に再投資されます。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に対し支払われます。販売会社は、遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金受領権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日。）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、解約の請求をすることができます。

解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。受益証券をお手許で保有されている方は、解約のお申込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
- なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期計算期間（平成23年6月14日から平成24年6月11日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【D I A M外国株式オープン＜D C年金＞】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第10期 平成23年 6 月13日現在	第11期 平成24年 6 月11日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	285,197,696	223,856,690
親投資信託受益証券	12,737,615,677	13,176,742,720
流動資産合計	13,022,813,373	13,400,599,410
資産合計	13,022,813,373	13,400,599,410
負債の部		
流動負債		
未払解約金	13,598,766	8,597,021
未払受託者報酬	6,826,951	7,094,115
未払委託者報酬	111,962,825	116,344,338
その他未払費用	511,937	505,381
流動負債合計	132,900,479	132,540,855
負債合計	132,900,479	132,540,855
純資産の部		
元本等		
元本	14,897,784,939	16,488,017,196
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ()	* ₃ 2,007,872,045	* ₃ 3,219,958,641
(分配準備積立金)	1,137,164,293	984,674,722
元本等合計	12,889,912,894	13,268,058,555
純資産合計	12,889,912,894	13,268,058,555
負債純資産合計	13,022,813,373	13,400,599,410

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第10期 自 平成22年 6 月12日 至 平成23年 6 月13日	第11期 自 平成23年 6 月14日 至 平成24年 6 月11日
営業収益		
受取利息	104,503	93,646
有価証券売買等損益	864,749,264	695,872,957
営業収益合計	864,853,767	695,779,311
営業費用		
受託者報酬	12,549,030	13,462,938
委託者報酬	205,805,726	220,793,747
その他費用	941,007	959,074
営業費用合計	219,295,763	235,215,759
営業利益又は営業損失（ ）	645,558,004	930,995,070
経常利益又は経常損失（ ）	645,558,004	930,995,070
当期純利益又は当期純損失（ ）	645,558,004	930,995,070
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	96,297,718	93,164,747
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	2,330,050,910	2,007,872,045
剰余金増加額又は欠損金減少額	350,903,984	321,191,415
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	350,903,984	321,191,415
剰余金減少額又は欠損金増加額	577,985,405	695,447,688
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	577,985,405	695,447,688
分配金	*1 -	*1 -
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,007,872,045	3,219,958,641

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当ファンドの前計算期間は前計算期間末日が休業日のため、平成22年6月12日から平成23年6月13日までとなっております。 当ファンドの当計算期間は前計算期間末日が休業日のため、平成23年6月14日から平成24年6月11日までとなっております。

(追加情報)

当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第 10 期 平成23年6月13日現在	第 11 期 平成24年6月11日現在
*1 期首元本額	12,585,664,114円	14,897,784,939円
期中追加設定元本額	4,246,887,798円	3,859,028,098円
期中解約元本額	1,934,766,973円	2,268,795,841円
*2 計算期間末日における受益権の総数	14,897,784,939口	16,488,017,196口
*3 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2,007,872,045円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は3,219,958,641円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第 10 期 自平成22年6月12日 至平成23年6月13日	第 11 期 自平成23年6月14日 至平成24年6月11日
----	--------------------------------------	--------------------------------------

*1 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（82,573円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（6,188,225,030円）及び分配準備積立金（1,137,081,720円）より分配対象収益は7,325,389,323円（1万口当たり4,917.10円）であります。分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（7,122,642,271円）及び分配準備積立金（984,674,722円）より分配対象収益は8,107,316,993円（1万口当たり4,917.10円）であります。分配を行っておりません。
-------------	--	---

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区分	第 10 期 自平成22年6月12日 至平成23年6月13日	第 11 期 自平成23年6月14日 至平成24年6月11日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、主要投資対象である親投資信託受益証券が保有する金融商品に係る、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスク等のリスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した運用リスク管理を所管するグループがリスクを把握、管理し、運用部門への是正指示を行うなど、適切な管理を行っております。また運用リスク管理の結果については月次でリスク管理に関する委員会に報告しております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

区分	第 10 期 平成23年6月13日現在	第 11 期 平成24年6月11日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)親投資信託受益証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)親投資信託受益証券 同左 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

	第 10 期 平成23年6月13日現在	第 11 期 平成24年6月11日現在
種 類	当期の損益に 含まれた 評価差額(円)	当期の損益に 含まれた 評価差額(円)
親投資信託受益証券	857,658,506	693,530,987
合計	857,658,506	693,530,987

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第 10 期 平成23年6月13日現在	第 11 期 平成24年6月11日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.8652円 (8,652円)	0.8047円 (8,047円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株 式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

平成24年6月11日現在

種類	銘柄	口数	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	D L インターナショナル・リサーチ・オープン・マザーファンド	12,839,075,047	13,176,742,720	
合 計		12,839,075,047	13,176,742,720	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「D L インターナショナル・リサーチ・オープン・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は全て、同親投資信託の受益証券であります。

同親投資信託の状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

「D L インターナショナル・リサーチ・オープン・マザーファンド」の状況

貸借対照表

科目	注記 番号	平成23年6月13日現在	平成24年6月11日現在
		金額 (円)	金額 (円)
資産の部			
流動資産			
預金		65,672,703	79,750,739
コール・ローン		102,704,052	114,039,758
株式		13,546,255,843	13,797,515,756
投資証券		22,805,226	-
未収入金		266,806	37,547,950
未収配当金		32,973,931	32,772,022
流動資産合計		13,770,678,561	14,061,626,225

資産合計		13,770,678,561	14,061,626,225
負債の部			
流動負債			
未払金		-	41,421,282
流動負債合計		-	41,421,282
負債合計		-	41,421,282
純資産の部			
元本等			
元本		12,698,011,395	13,661,326,374
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）		1,072,667,166	358,878,569
元本等合計		13,770,678,561	14,020,204,943
純資産合計		13,770,678,561	14,020,204,943
負債純資産合計		13,770,678,561	14,061,626,225

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．有価証券の評価基準及び評価方法	株式及び投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2．デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1)外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、決算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。 (2)計算期間の取扱い 当該親投資信託の計算期間は本有価証券報告書における開示対象ファンドと異なり、平成23年3月16日から平成24年3月15日まで及び平成24年3月16日から平成25年3月15日までとなっております。

（追加情報）

当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	平成23年6月13日現在	平成24年6月11日現在
*1 本有価証券報告書における開示対象ファンドの期首における 当該親投資信託の元本額	11,206,326,683円	12,698,011,395円
同期中追加設定元本額	1,767,894,192円	1,262,802,197円
同期中解約元本額	276,209,480円	299,487,218円
同期末における元本の内訳		
D L 外国株式オープン	952,860,932円	822,251,327円
D I A M外国株式オープン < D C 年金 >	11,745,150,463円	12,839,075,047円
（合 計）	12,698,011,395円	13,661,326,374円
*2 本有価証券報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	12,698,011,395口	13,661,326,374口

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区分	自平成22年6月12日 至平成23年6月13日	自平成23年6月14日 至平成24年6月11日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左

2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスク等のリスクに晒されております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし行っており、為替相場の変動によるリスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した運用リスク管理を所管するグループがリスクを把握、管理し、運用部門への是正指示を行うなど、適切な管理を行っております。また運用リスク管理の結果については月次でリスク管理に関する委員会に報告しております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

区分	平成23年6月13日現在	平成24年6月11日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)株式及び投資証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)株式 同左 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
----------------------------	---	----

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

	平成23年6月13日現在	平成24年6月11日現在
種 類	当期の損益に 含まれた 評価差額(円)	当期の損益に 含まれた 評価差額(円)
株式	399,305,305	1,206,848,082
投資証券	2,161,241	-
合計	401,466,546	1,206,848,082

（注）「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの計算期間末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	平成23年6月13日現在	平成24年6月11日現在
1口当たり純資産額	1.0845円	1.0263円
（1万口当たり純資産額）	(10,845円)	(10,263円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

株 式

平成24年6月11日現在

通貨	銘 柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	FREESCALE SEMICONDUCTOR LIMITED	38,889	9.480	368,667.720	
	ACE LTD	11,813	72.850	860,577.050	
	WEATHERFORD INTL LTD	42,519	12.160	517,031.040	
	SCHLUMBERGER LTD	49,712	64.540	3,208,412.480	
	ENSCO PLC-CL A	10,507	44.550	468,086.850	
	ACCENTURE PLC-CL A	22,990	58.530	1,345,604.700	
	LYONDELLBASELL INDUSTRIES NV	10,651	38.230	407,187.730	
	NIELSEN HOLDINGS NV	19,340	27.010	522,373.400	
	CARNIVAL CORP COMMON PAIRED	18,238	33.030	602,401.140	
	JARDINE MATHESON HOLDINGS LTD	16,400	48.440	794,416.000	
	AMAZON.COM INC	3,673	218.480	802,477.040	
	INTL BUSINESS MACHINES CORP	7,255	195.140	1,415,740.700	
	ALLERGAN INC	17,201	91.480	1,573,547.480	
	ALLSTATE CORP	10,788	34.310	370,136.280	

	AFLAC INC	8,506	40.640	345,683.840	
	APPLE INC	5,003	580.320	2,903,340.960	
	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	1,961	81.360	159,546.960	
	BOSTON SCIENTIFIC CORP	225,405	5.710	1,287,062.550	
	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	100,003	34.370	3,437,103.110	
	CATERPILLAR INC	20,941	87.600	1,834,431.600	
	CENTURYLINK INC	14,993	37.430	561,187.990	
	CERNER CORP	3,452	78.950	272,535.400	
	JPMORGAN CHASE & CO	43,205	33.680	1,455,144.400	
	CLIFFS NATURAL RESOURCES INC	11,236	48.770	547,979.720	
	COMCAST CORP-CL A	32,447	30.270	982,170.690	
	BROADCOM CORP-CL A	98,394	34.060	3,351,299.640	
	DANAHER CORP	79,514	51.510	4,095,766.140	
	EATON CORP	47,452	41.240	1,956,920.480	
	EMERSON ELECTRIC CO	15,994	46.690	746,759.860	
	EXPRESS SCRIPTS HOLDING CO	16,044	53.190	853,380.360	
	FREEPORT-MCMORAN COPPER&GOLD	13,830	33.830	467,868.900	
	GANNETT CO	24,858	12.720	316,193.760	
	GILEAD SCIENCES INC	79,305	49.640	3,936,700.200	
	HALLIBURTON CO	72,608	27.960	2,030,119.680	
	GOLDMAN SACHS GROUP INC	25,373	94.540	2,398,763.420	
	HEWLETT-PACKARD CO	25,712	22.310	573,634.720	
	JUNIPER NETWORKS INC	87,448	16.890	1,476,996.720	
	HOME DEPOT INC	41,959	52.350	2,196,553.650	
	JACOBS ENGINEERING GROUP INC	14,557	36.440	530,457.080	
	KLA-TENCOR CORP	7,883	47.330	373,102.390	
	BLACKROCK INC/NEW YORK	7,504	173.910	1,305,020.640	
	ALLEGHENY TECHNOLOGIES INC	41,344	30.300	1,252,723.200	
	IRON MOUNTAIN INC	9,524	32.720	311,625.280	
	MARSH & MCLENNAN COS	18,802	31.980	601,287.960	
	MAXIM INTEGRATED PRODUCTS	10,628	25.920	275,477.760	
	AMERIGROUP CORP	7,596	62.490	474,674.040	
	NIKE INC-CL B	9,507	108.640	1,032,840.480	
	NOBLE ENERGY INC	21,395	84.880	1,816,007.600	
	NORFOLK SOUTHERN CORP	4,781	66.440	317,649.640	
	COACH INC	12,311	64.000	787,904.000	
	WELLS FARGO & CO	16,294	31.430	512,120.420	
	MONSANTO CO	27,269	79.400	2,165,158.600	
	ORACLE CORP	97,567	27.160	2,649,919.720	
	ALTRIA GROUP INC	27,519	32.910	905,650.290	
	PROGRESSIVE CORP	17,252	21.900	377,818.800	
	QUALCOMM INC	26,578	58.760	1,561,723.280	
	SEATTLE GENETICS INC /WA	51,634	23.520	1,214,431.680	
	CENTENE CORP	16,576	35.470	587,950.720	
	BB&T CORP	126,288	29.010	3,663,614.880	
	AT&T INC	137,856	34.550	4,762,924.800	
	CHEVRON CORP	25,205	100.840	2,541,672.200	
	TIFFANY & CO	9,194	55.280	508,244.320	

	UNITED TECHNOLOGIES CORP	43,393	75.500	3,276,171.500	
	CBS CORP	45,563	32.240	1,468,951.120	
	GOOGLE INC	10,076	580.450	5,848,614.200	
	DREAMWORKS ANIMATION SKG-A	42,205	18.010	760,112.050	
	DISCOVERY COMMNUCATIONS-A	54,574	51.020	2,784,365.480	
	LULULEMON ATHLETICA INC	9,507	64.770	615,768.390	
	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	15,017	83.970	1,260,977.490	
	VISA INC	14,676	116.580	1,710,928.080	
	LORILLARD INC	10,257	123.160	1,263,252.120	
	SCRIPPS NETWORKS INTERAC-W/I	5,394	56.420	304,329.480	
	COBALT INTERNATIONAL ENERGY INC	14,412	22.730	327,584.760	
	FACEBOOK INC	32,274	27.100	874,625.400	
米ドル小計	銘柄数 : 74	2,418,031		102,469,484.210	
	組入時価比率 : 58.18%			(8,156,570,943)	
	合計時価比率 : 59.12%				
英ポンド	XSTRATA PLC	47,024	9.591	451,007.180	
	BHP BILLITON PLC	16,125	17.670	284,928.750	
	BARCLAYS PLC	188,863	1.903	359,406.280	
	NATIONAL GRID PLC	78,175	6.620	517,518.500	
	GKN PLC	14,845	1.818	26,988.210	
	PREMIER FARNELL PLC	227,566	1.610	366,381.260	
	FIRSTGROUP PLC	79,850	2.124	169,601.400	
	IMPERIAL TOBACCO GROUP PLC	107,493	23.770	2,555,108.610	
	HSBC HOLDINGS PLC	425,252	5.314	2,259,789.120	
	PRUDENTIAL PLC	292,167	6.965	2,034,943.150	
	RIO TINTO PLC	22,979	28.690	659,267.510	
	VODAFONE GROUP PLC	340,276	1.715	583,573.340	
	STANDARD CHARTERED PLC	25,453	13.605	346,288.060	
	BG GROUP PLC	84,849	12.665	1,074,612.580	
	WHITBREAD PLC	25,356	18.860	478,214.160	
	SHIRE PLC	31,544	18.790	592,711.760	
	GLENCORE INTERNATIONAL PLC	49,646	3.578	177,633.380	
英ポンド小計	銘柄数 : 17	2,057,463		12,937,973.250	
	組入時価比率 : 11.42%			(1,601,721,088)	
	合計時価比率 : 11.61%				
カナダドル	BARRICK GOLD CORP	8,812	40.130	353,625.560	
	CAMECO CORP	12,449	19.720	245,494.280	
	INMET MINING CORPORATION	46,100	43.410	2,001,201.000	
	CENTERRA GOLD INC	84,399	11.740	990,844.260	
	INTACT FINANCIAL CORP	3,817	61.880	236,195.960	
	CENOVUS ENERGY INC W/I	77,750	32.480	2,525,320.000	
カナダドル小計	銘柄数 : 6	233,327		6,352,681.060	
	組入時価比率 : 3.53%			(495,127,962)	
	合計時価比率 : 3.59%				
スイスフラン	NESTLE SA-REGISTERED	49,833	54.750	2,728,356.750	
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	15,417	153.800	2,371,134.600	
	NOVARTIS AG-REG SHS	13,806	50.300	694,441.800	
	SWISSCOM AG-REG	1,798	355.300	638,829.400	

	UBS AG-REGISTERED	28,775	11.170	321,416.750	
	SONOVA HOLDING AG	6,034	89.900	542,456.600	
	THE SWATCH GROUP AG-B	2,416	372.900	900,926.400	
スイスフラン小計	銘柄数 : 7	118,079		8,197,562.300	
	組入時価比率 : 4.90%			(686,545,843)	
	合計時価比率 : 4.98%				
スウェーデンクローネ	HENNES&MAURITZ AB-B SHS	33,026	214.300	7,077,471.800	
	ASSA ABLOY AB-B	35,092	184.000	6,456,928.000	
スウェーデンクローネ小計	銘柄数 : 2	68,118		13,534,399.800	
	組入時価比率 : 1.09%			(152,803,374)	
	合計時価比率 : 1.11%				
ユーロ	ANDRITZ AG	19,942	41.300	823,604.600	
	BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	2,325	58.820	136,756.500	
	BAYER AG	21,878	49.465	1,082,195.270	
	DAIMLER AG	7,277	35.320	257,023.640	
	HEIDELBERGCEMENT AG	23,572	34.060	802,862.320	
	LINDE AG	4,755	119.200	566,796.000	
	DEUTSCHE BANK AG-REG	19,925	28.540	568,659.500	
	INDITEX	6,430	67.400	433,382.000	
	SAMPO OYJ-A SHS	56,232	18.830	1,058,848.560	
	DANONE	34,645	51.250	1,775,556.250	
	BOUYGUES	14,879	19.680	292,818.720	
	BNP PARIBAS	15,015	28.455	427,251.820	
	PERNOD-RICARD	36,319	79.050	2,871,016.950	
	COMPAGNIE DE SAINT-GOBAIN	6,873	27.520	189,144.960	
	SCHNEIDER ELECTRIC SA	41,758	43.325	1,809,165.350	
	TOTAL SA	16,646	34.595	575,868.370	
	GDF SUEZ	20,096	16.320	327,966.720	
	KONINKLIJKE DSM NV	14,812	38.435	569,299.220	
	ASML HOLDING NV	21,552	38.340	826,303.680	
	WOLTERS KLUWER-CVA	27,493	11.730	322,492.890	
	KONINKLIJKE KPN NV	69,981	7.727	540,743.180	
	GEMALTO	6,222	51.220	318,690.840	
	ROYAL DUTCH SHELL PLC	43,310	25.155	1,089,463.050	
ユーロ小計	銘柄数 : 23	531,937		17,665,910.390	
	組入時価比率 : 12.67%			(1,776,837,267)	
	合計時価比率 : 12.88%				
デンマーククローネ	NOVO NORDISK A/S-B	9,907	783.000	7,757,181.000	
デンマーククローネ小計	銘柄数 : 1	9,907		7,757,181.000	
	組入時価比率 : 0.75%			(104,954,659)	
	合計時価比率 : 0.76%				
ノルウェークローネ	SEADRILL LTD	48,989	202.400	9,915,373.600	
	STATOIL ASA	30,418	137.400	4,179,433.200	

ノルウェークローネ小計	銘柄数 : 2	79,407		14,094,806.800	
	組入時価比率 : 1.33%			(187,038,086)	
	合計時価比率 : 1.36%				
香港ドル	DONGFENG MOTOR GRP CO LTD-H	362,000	13.140	4,756,680.000	
	BANK OF CHINA LTD	962,000	2.760	2,655,120.000	
	LI & FUNG LTD	260,000	14.360	3,733,600.000	
	SJM HOLDINGS LTD	42,000	13.900	583,800.000	
	AIA GROUP LTD	585,600	25.550	14,962,080.000	
香港ドル小計	銘柄数 : 5	2,211,600		26,691,280.000	
	組入時価比率 : 1.95%			(273,852,533)	
	合計時価比率 : 1.98%				
シンガポール・ドル	DBS GROUP HOLDINGS LTD	141,000	13.050	1,840,050.000	
シンガポール・ドル小計	銘柄数 : 1	141,000		1,840,050.000	
	組入時価比率 : 0.82%			(114,911,123)	
	合計時価比率 : 0.83%				
オーストラリアドル	TELSTRA CORP LTD	287,961	3.640	1,048,178.040	
	NEWCREST MINING LTD	11,410	24.570	280,343.700	
	ILUKA RESOURCES LIM1	20,842	12.300	256,356.600	
	OIL SEARCH LTD	231,022	6.600	1,524,745.200	
オーストラリアドル小計	銘柄数 : 4	551,235		3,109,623.540	
	組入時価比率 : 1.76%			(247,152,879)	
	合計時価比率 : 1.79%				
合計				13,797,515,756	
				(13,797,515,756)	

(注)1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

3. 通貨の表示については、その通貨の表記単位で表示しております。

株式以外の有価証券

該当事項はありません。

有価証券明細表注記

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	株式 74銘柄	58.18%	59.12%
英ポンド	株式 17銘柄	11.42%	11.61%
カナダドル	株式 6銘柄	3.53%	3.59%
スイスフラン	株式 7銘柄	4.90%	4.98%
スウェーデンクローネ	株式 2銘柄	1.09%	1.11%
ユーロ	株式 23銘柄	12.67%	12.88%
デンマーククローネ	株式 1銘柄	0.75%	0.76%
ノルウェークローネ	株式 2銘柄	1.33%	1.36%
香港ドル	株式 5銘柄	1.95%	1.98%
シンガポール・ドル	株式 1銘柄	0.82%	0.83%
オーストラリアドル	株式 4銘柄	1.76%	1.79%

（注）「組入時価比率」は小計金額の純資産に対する比率、「合計金額に対する比率」は小計金額の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成24年6月29日現在

項 目	金額又は口数
資産総額	13,255,128,527円
負債総額	22,202,364円
純資産総額（ - ）	13,232,926,163円
発行済数量	16,632,473,980口
1口当たり純資産額（ / ）	0.7956円

（参考）マザーファンドの現況

D L インターナショナル・リサーチ・オープン・マザーファンド

平成24年6月29日現在

項 目	金額又は口数
資産総額	14,109,397,227円
負債総額	235,360,859円
純資産総額（ - ）	13,874,036,368円
発行済数量	13,661,326,374口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0156円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2)受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3)受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5)受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6)質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額

本書提出日現在の資本金の額 20億円

発行する株式総数 80,000株

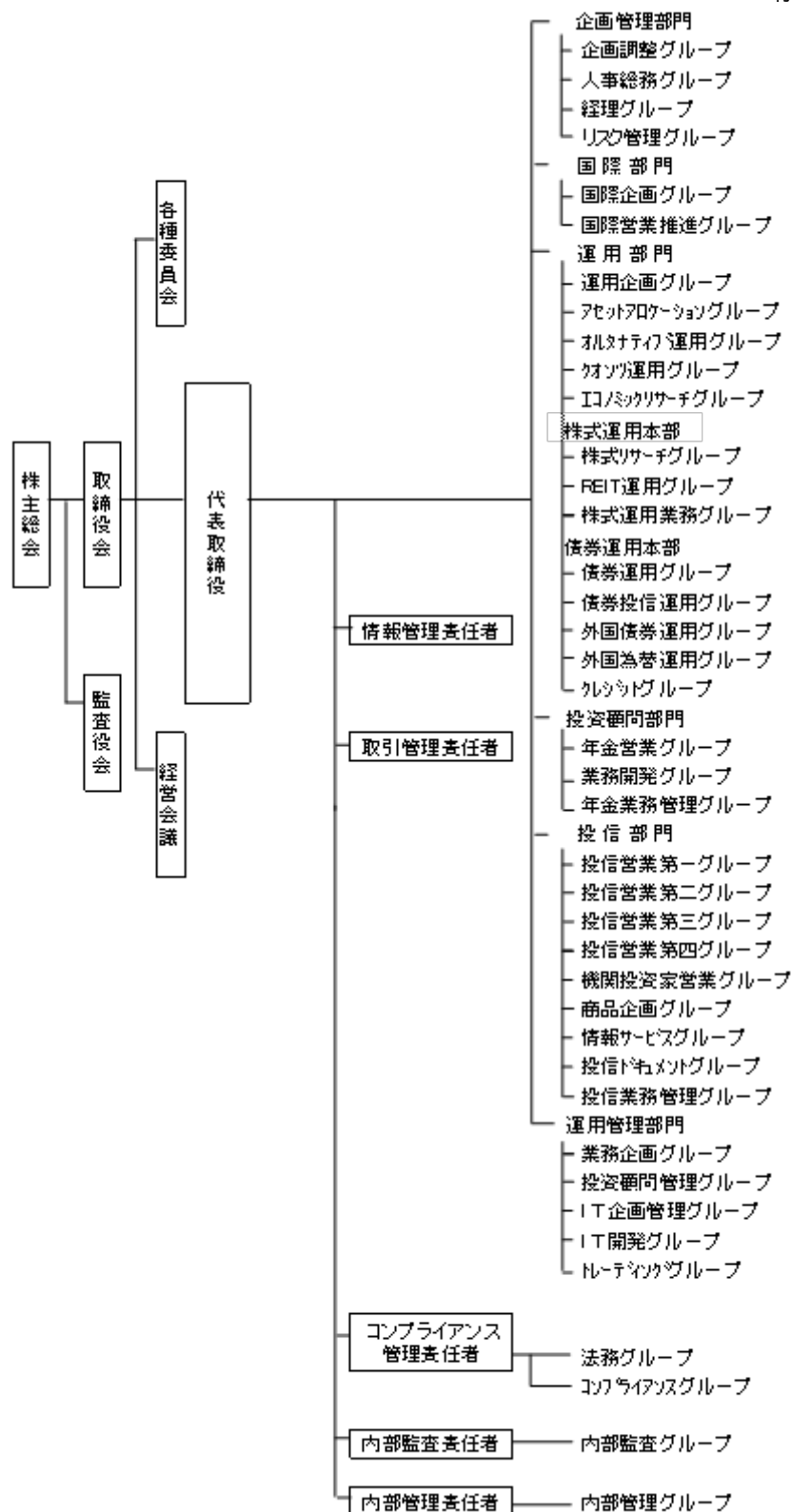
発行済株式総数 24,000株

直近5ヵ年の資本金の変動

該当事項はありません。

（2）会社の機構

会社の組織図



上記組織は、平成24年6月29日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までです。ただし、補欠または増員で選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に従い業務を執行します。また、取締役会は、その決議をもって、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長1名、専務取締役および常務取締役若干名を置くことができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

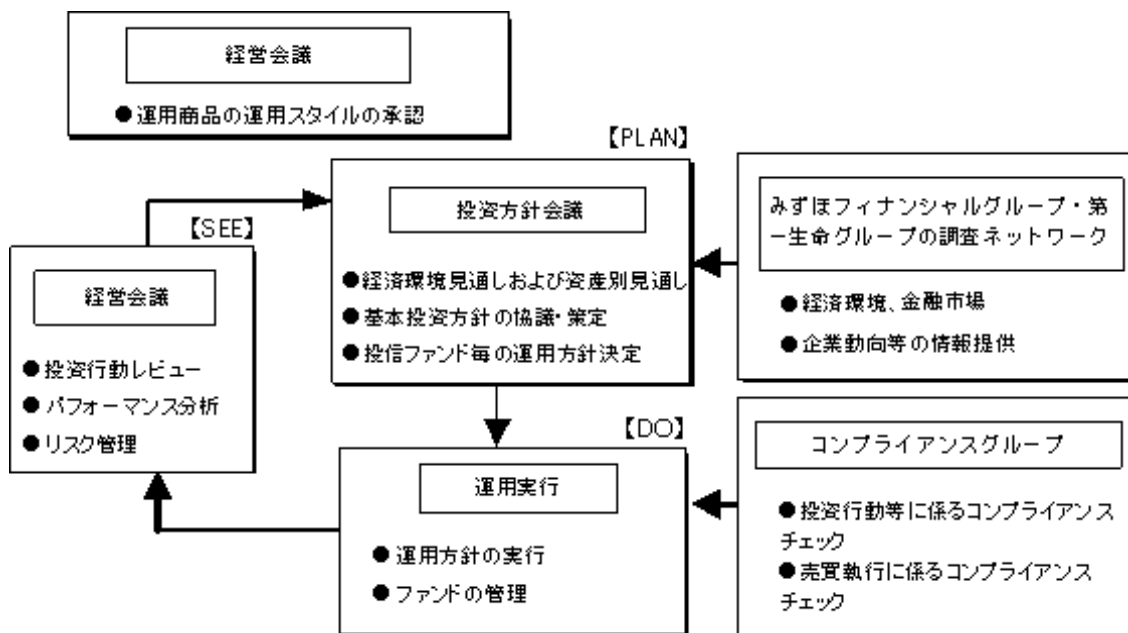
投資運用の意思決定機構

委託会社が運用指図権を有するファンドに係る運用スタイルの承認は、原則として月3回開催される経営会議のうち、月2回の経営会議において決定します。なお、議長は社長とします。

ファンド全般に係る経済環境見通しおよび資産別市場見通しならびにファンド毎の運用方針は、投資方針会議において協議し、策定します。投資方針会議は原則として月1回開催され、議長は運用部門担当取締役とします。

各ファンドにおける有価証券の売買等の意思決定は、原則として運用担当者が行います。すなわち、運用担当者は、投資方針会議において決定された運用方針を受けて、各ファンドの投資方針に基づき運用計画を策定し、有価証券への運用指図を行います。

運用担当者による運用計画の策定および有価証券等の運用指図に関する意思決定は、運用担当者自身の調査活動、アナリスト等の調査活動、その他の活動によって得られた当該有価証券等に関する情報に基づいて行われ、それらの活動の成果である各ファンドの投資運用の実績は、原則として月3回開催される経営会議のうち、月1回検討・評価されます。



上記体制は平成24年6月29日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成24年6月29日現在、委託会社の運用する投資信託は276本（親投資信託を除く）あり、以下の通りです。

基本的性格	本数	純資産総額 （単位：円）
単位型株式投資信託	13	21,187,883,540
追加型株式投資信託	253	3,892,789,891,751
単位型公社債投資信託	9	74,892,417,860
追加型公社債投資信託	0	0
証券投資信託以外の投資信託	1	174,596,751
合計	276	3,989,044,789,902

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるD I A Mアセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第27期事業年度（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

（単位：千円）

	第26期 （平成23年3月31日現在）	第27期 （平成24年3月31日現在）
（資産の部）		
流動資産		
現金・預金	12,220,759	12,520,748
金銭の信託	5,967,344	6,548,577
前払費用	27,593	25,744
未収委託者報酬	2,942,180	2,780,527
未収運用受託報酬	1,061,935	1,167,998
未収投資助言報酬	2 267,240	2 241,851
未収収益	186,483	212,226
繰延税金資産	403,201	344,793
その他	102,404	22,264
流動資産計	23,179,143	23,864,733
固定資産		
有形固定資産	400,967	470,082
建物	1 183,704	1 167,433
車両運搬具	-	1 4,752
器具備品	1 206,306	1 188,367
建設仮勘定	10,956	109,529
無形固定資産	1,267,273	1,262,102
商標権	1 510	1 383
ソフトウェア	1 780,190	1 1,101,685
ソフトウェア仮勘定	478,971	152,513
電話加入権	7,148	7,148
電話施設利用権	1 451	1 371
投資その他の資産	4,252,397	3,982,258
投資有価証券	604,498	450,882
関係会社株式	2,457,319	2,119,074
繰延税金資産	402,191	590,822
長期差入保証金	702,696	731,197
その他	85,690	90,282
固定資産計	5,920,638	5,714,444
資産合計	29,099,782	29,579,177

（単位：千円）

	第26期 （平成23年3月31日現在）	第27期 （平成24年3月31日現在）
（負債の部）		
流動負債		
預り金	120,910	132,805
未払金	1,479,756	1,460,128
未払収益分配金	3,223	670
未払償還金	98,362	86,391
未払手数料	1,134,992	1,088,348
その他未払金	243,178	284,718
未払費用	2 1,226,658	2 1,105,512
未払法人税等	1,706,391	1,195,056
未払消費税等	143,728	92,354
賞与引当金	575,326	574,646
その他	10,000	-
流動負債計	5,262,771	4,560,503
固定負債		
退職給付引当金	579,063	680,768
役員退職慰労引当金	100,260	56,690
固定負債計	679,324	737,458
負債合計	5,942,095	5,297,962
（純資産の部）		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金	2,428,478	2,428,478
資本準備金	2,428,478	2,428,478
利益剰余金	18,512,674	19,716,594
利益準備金	123,293	123,293
その他利益剰余金		
別途積立金	13,430,000	15,630,000
研究開発積立金	300,000	300,000
運用責任準備積立金	200,000	200,000
繰越利益剰余金	4,459,380	3,463,300
株主資本計	22,941,152	24,145,072
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	216,534	136,143
評価・換算差額等計	216,534	136,143
純資産合計	23,157,686	24,281,215
負債・純資産合計	29,099,782	29,579,177

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	第26期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)		第27期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬	24,367,005		23,208,602	
運用受託報酬	4,458,894		4,966,992	
投資助言報酬	1,019,727		943,057	
その他営業収益	789,867		697,063	
営業収益計		30,635,495		29,815,715
営業費用				
支払手数料	10,405,593		10,154,958	
広告宣伝費	272,928		164,286	
公告費	2,297		-	
調査費	4,755,890		4,590,302	
調査費	2,611,173		2,888,013	
委託調査費	2,144,716		1,702,289	
委託計算費	338,206		335,754	
営業雑経費	671,721		496,565	
通信費	30,286		26,941	
印刷費	585,041		399,066	
協会費	23,561		25,014	
諸会費	38		41	
支払販売手数料	32,794		45,500	
営業費用計		16,446,637		15,741,867
一般管理費				
給料	4,576,265		4,630,102	
役員報酬	1 235,289		1 245,224	
給料・手当	3,768,114		3,824,122	
賞与	572,860		560,755	
交際費	38,997		35,987	
寄付金	13,335		3,156	
旅費交通費	255,190		213,642	
租税公課	89,571		84,346	
不動産賃借料	718,929		656,463	
退職給付費用	139,773		164,627	
固定資産減価償却費	486,987		475,556	
福利厚生費	20,476		24,887	
修繕費	20,842		6,721	
賞与引当金繰入	575,326		574,646	
役員退職慰労引当金繰入	42,036		30,048	
役員退職金	13,140		27,503	
機器リース料	1,951		1,510	
事務委託費	331,935		323,740	
消耗品費	70,952		58,739	
器具備品費	575		2,889	
諸経費	124,218		114,695	
一般管理費計		7,520,506		7,429,267
営業利益		6,668,351		6,644,580

（単位：千円）

	第26期 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）		第27期 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）	
営業外収益				
受取配当金	4	341,775	61,720	
受取利息		9,168	3,921	
時効成立分配金		2,574	11,383	
為替差益		-	1,660	
投資信託解約益		157,213	-	
先物利益		9,816	-	
金銭の信託運用益		69,014	-	
雑収入		8,602	5,992	
営業外収益計		598,165		84,678
営業外費用				
為替差損		755	-	
時効成立後支払分配金		-	36	
金銭の信託運用損		-	417,812	
雑損失		6,089	1,152	
営業外費用計		6,844		419,001
経常利益		7,259,672		6,310,257
特別利益				
ゴルフ会員権売却益		-	1,959	
貸倒引当金戻入益		4,288	-	
過年度損益修正益	3, 4	105,241	-	
特別利益計		109,530		1,959
特別損失				
固定資産除却損	2	31,419	2	36,415
固定資産売却損		1,440		381
関係会社株式評価損		3,825		338,244
特別損失計		36,684		375,042
税引前当期純利益		7,332,518		5,937,173
法人税、住民税及び事業税		2,885,426		2,582,251
法人税等調整額		7,586		56,997
法人税等合計		2,877,839		2,525,253
当期純利益		4,454,678		3,411,920

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第26期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	第27期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	2,000,000	2,000,000
当期変動額	-	-
当期末残高	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	2,428,478	2,428,478
当期変動額	-	-
当期末残高	2,428,478	2,428,478
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	123,293	123,293
当期変動額	-	-
当期末残高	123,293	123,293
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	11,650,000	13,430,000
当期変動額	1,780,000	2,200,000
当期末残高	13,430,000	15,630,000
研究開発積立金		
当期首残高	300,000	300,000
当期変動額	-	-
当期末残高	300,000	300,000
運用責任準備積立金		
当期首残高	200,000	200,000
当期変動額	-	-
当期末残高	200,000	200,000
繰越利益剰余金		
当期首残高	3,464,702	4,459,380
当期変動額		
剰余金の配当	1,680,000	2,208,000
別途積立金の積立	1,780,000	2,200,000
当期純利益	4,454,678	3,411,920
当期末残高	4,459,380	3,463,300
利益剰余金合計		
当期首残高	15,737,995	18,512,674
当期変動額	2,774,678	1,203,920
当期末残高	18,512,674	19,716,594
株主資本合計		
当期首残高	20,166,473	22,941,152

	当期変動額	2,774,678	1,203,920
	当期末残高	22,941,152	24,145,072
評価・換算差額等			
	その他有価証券評価差額金		
	当期首残高	231,525	216,534
	当期変動額（純額）	14,991	80,390
	当期末残高	216,534	136,143
純資産合計			
	当期首残高	20,397,999	23,157,686
	当期変動額	2,759,687	1,123,529
	当期末残高	23,157,686	24,281,215

[次へ](#)

重要な会計方針

項目	第27期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 ：移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの：移動平均法による原価法
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. デリバティブの評価基準及び評価方法	時価法
4. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。それ以外の無形固定資産については、定額法によっております。 (3) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産） リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
6. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金は、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権は個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来支給見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
7. リース取引の処理方法	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
8. 消費税等の処理方法	税抜方式によっております。

追加情報

第27期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）
当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

1. 固定資産の減価償却累計額

（千円）

	第26期 （平成23年3月31日現在）	第27期 （平成24年3月31日現在）
建物	484,832	513,080
車両運搬具	-	171
器具備品	499,620	462,449
商標権	2,428	2,555
ソフトウェア	809,403	961,584
電話施設利用権	1,145	1,225

2. 関係会社項目

関係会社に関する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものが含まれております。

（千円）

		第26期 （平成23年3月31日現在）	第27期 （平成24年3月31日現在）
流動資産	未収投資助言報酬	266,194	238,121
流動負債	未払費用	291,628	292,536

（損益計算書関係）

1. 役員報酬の限度額

（千円）

	第26期 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）	第27期 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）
取締役（年額）	250,000	250,000
監査役（年額）	50,000	50,000

２．固定資産除却損の内訳

（千円）

	第26期 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）	第27期 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）
建物	15,317	1,892
器具備品	3,597	18,917
ソフトウェア	12,503	15,606

３．過年度損益修正益の内訳

第26期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

特別利益の過年度損益修正益は、過年度の調査費の過大計上分の戻し入れであります。

第27期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

該当事項はありません。

４．関係会社項目

各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。

（千円）

	第26期 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）	第27期 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）
受取配当金	331,240	-
過年度損益修正益	105,241	-

（株主資本等変動計算書関係）

第26期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,000	-	-	24,000
合計	24,000	-	-	24,000

２．配当に関する事項

（１）配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 （千円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
----	-----------	--------------------	---------------------	-----	-------

平成22年6月30日 定時株主総会	普通 株式	1,680,000	70,000	平成22年3月31日	平成22年7月1日
----------------------	----------	-----------	--------	------------	-----------

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月28日 定時株主総会	普通 株式	利益剰 余金	2,208,000	92,000	平成23年3月31日	平成23年6月29日

第27期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,000	-	-	24,000
合計	24,000	-	-	24,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月28日 定時株主総会	普通 株式	2,208,000	92,000	平成23年3月31日	平成23年6月29日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成24年6月29日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年6月29日 定時株主総会	普通 株式	利益剰 余金	2,712,000	113,000	平成24年3月31日	平成24年7月2日

（リース取引関係）

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

（千円）

	第26期 （平成23年3月31日現在）			第27期 （平成24年3月31日現在）		
	取得価額 相当額	減価償却累 計額相当額	期末残高 相当額	取得価額 相当額	減価償却累 計額相当額	期末残高 相当額
器具備品	46,681	46,138	543	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-
合計	46,681	46,138	543	-	-	-

未経過リース料期末残高相当額

（千円）

	第26期 （平成23年3月31日現在）	第27期 （平成24年3月31日現在）
一年以内	586	-
一年超	-	-
合計	586	-

支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

（千円）

	第26期 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）	第27期 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）
支払リース料	15,998	588
減価償却費相当額	14,995	543
支払利息相当額	234	1

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース資産の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料期末残高相当額

（千円）

	第26期 （平成23年3月31日現在）	第27期 （平成24年3月31日現在）
一年以内	1,475	-
一年超	-	-

合計	1,475	-
----	-------	---

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については短期的な預金等に限定しております。

デリバティブ取引は、後述するリスクを低減する目的で行っております。取引は実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

取引の方針については社内会議で審議のうえ個別決裁により決定し、取引の実行とその内容の確認についてはそれぞれ担当所管を分離して実行しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券の主な内容は、政策投資目的で保有している株式であります。

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引を利用して一部リスクを低減しております。

長期差入保証金の主な内容は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき差し入れた敷金であります。

金銭の信託に含まれるデリバティブ取引は為替予約取引、株価指数先物取引および債券先物取引であり、金銭の信託に含まれる投資信託に係る為替および市場価格の変動リスクを低減する目的で行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

為替相場及び株式相場の変動によるリスクを有しておりますが、取引先は信用度の高い金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行によるリスクはほとんどないと認識しております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰計画を確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

第26期（平成23年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
(1) 現金・預金	12,220,759	12,220,759	-
(2) 金銭の信託	5,967,344	5,967,344	-
(3) 投資有価証券 其他有価証券	524,252	524,252	-
資産計	18,712,356	18,712,356	-
(1) 未払法人税等	1,706,391	1,706,391	-
負債計	1,706,391	1,706,391	-

第27期（平成24年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
(1) 現金・預金	12,520,748	12,520,748	-
(2) 金銭の信託	6,548,577	6,548,577	-
(3) 投資有価証券 其他有価証券	370,636	370,636	-
資産計	19,439,962	19,439,962	-
(1) 未払法人税等	1,195,056	1,195,056	-
負債計	1,195,056	1,195,056	-

（注1）金融商品の時価の算定方法

資 産

（1）現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（2）金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、投資信託は基準価額によっております。また、デリバティブ取引は取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

（3）投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

負 債

（1）未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（千円）

区分	第26期 （平成23年3月31日現在）	第27期 （平成24年3月31日現在）
非上場株式	80,246	80,246
関係会社株式	2,457,319	2,119,074
長期差入保証金	702,696	731,197

非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載していません。

長期差入保証金は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき差し入れた敷金等であり、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載していません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第26期（平成23年3月31日現在）

	1年以内 （千円）	1年超5年以内 （千円）	5年超10年以内 （千円）	10年超 （千円）
（1）預金	12,220,413	-	-	-
合計	12,220,413	-	-	-

第27期（平成24年3月31日現在）

	1年以内 （千円）	1年超5年以内 （千円）	5年超10年以内 （千円）	10年超 （千円）
（1）預金	12,520,524	-	-	-
合計	12,520,524	-	-	-

（注4）社債、新株予約権付社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

（有価証券関係）

1．売買目的有価証券

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券

該当事項はありません。

3．子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式（第26期の貸借対照表計上額2,457,319千円、第27期の貸借対照表計上額2,119,074千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

4. その他有価証券

第26期（平成23年3月31日現在）

（千円）

区 分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	513,129	146,101	367,027
債券	-	-	-
その他（投資信託）	3,400	3,000	400
小計	516,529	149,101	367,427
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他（投資信託）	7,723	10,000	2,277
小計	7,723	10,000	2,277
合計	524,252	159,101	365,150

（注）非上場株式（貸借対照表計上額80,246千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

第27期（平成24年3月31日現在）

（千円）

区 分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	359,540	146,101	213,438
債券	-	-	-
その他（投資信託）	3,482	3,000	482
小計	363,022	149,101	213,920
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他（投資信託）	7,614	10,000	2,386
小計	7,614	10,000	2,386
合計	370,636	159,101	211,534

（注）非上場株式（貸借対照表計上額80,246千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当該事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当事項はありません。

6. 当該事業年度中に売却したその他有価証券

第26期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

（千円）

区分	売却額	売却益の合計	売却損の合計
その他（投資信託）	719,016	162,043	4,830

第27期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

該当事項はありません。

7. 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、関係会社株式について338,244千円減損処理を行っております。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託

第26期（平成23年3月31日現在）

	貸借対照表日における 貸借対照表計上額（千円）	当事業年度の損益に含まれた 評価差額（千円）
運用目的の金銭の信託	5,967,344	119,701

第27期（平成24年3月31日現在）

	貸借対照表日における 貸借対照表計上額（千円）	当事業年度の損益に含まれた 評価差額（千円）
運用目的の金銭の信託	6,548,577	495,939

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

（退職給付関係）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

2．退職給付債務に関する事項

（千円）

	第26期 （平成23年3月31日現在）	第27期 （平成24年3月31日現在）
（１）退職給付債務	636,624	740,560
（２）未認識数理計算上の差異	57,560	59,792
退職給付引当金	579,063	680,768

3．退職給付費用に関する事項

（千円）

	第26期 （自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）	第27期 （自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）
（１）勤務費用	85,216	102,728
（２）利息費用	7,954	9,549
（３）数理計算上の差異の費用処理額	9,383	13,388
（４）確定拠出年金 拠出額	37,218	38,960
退職給付費用	139,773	164,627

4．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

（１）割引率

第26期 （自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）	第27期 （自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）
1.5%	1.5%

（２）退職給付見込額の期間配分方法

期間定額基準

（３）数理計算上の差異の処理年数

5年（各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理する方法）

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第26期 (平成23年3月31日現在)	第27期 (平成24年3月31日現在)
	(千円)	(千円)
繰延税金資産		
未払事業税	128,299	87,682
未払事業所税	6,141	5,792
賞与引当金	234,157	218,423
未払法定福利費	28,823	24,791
未払確定拠出年金掛金	2,739	2,607
減価償却超過額（一括償却資産）	3,039	5,496
減価償却超過額	36,256	150,369
繰延資産償却超過額（税法上）	139,027	47,261
退職給付引当金	235,678	243,845
役員退職慰労引当金	40,806	20,204
ゴルフ会員権評価損	5,577	2,138
投資有価証券評価損	763	4,410
関係会社株式評価損	1,556	121,913
その他有価証券評価差額金	-	678
貸倒引当金繰入額	-	-
繰延税金資産合計	862,867	935,615
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	57,474	-
繰延税金負債合計	57,474	-
差引繰延税金資産の純額	805,393	935,615

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

3. 法人税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.7%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.01%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.64%となります。

この変更により、当事業年度末の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は98,284千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額は108,988千円増加し、その他有価証券評価差額金は10,703千円増加しております。

（セグメント情報等）

１．セグメント情報

当社は、投資信託及び投資顧問を主とした資産運用業の単一事業であるため、記載を省略しております。

２．関連情報

第26期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

（１）サービスごとの情報

	投資信託 （千円）	投資顧問 （千円）	その他 （千円）	合計 （千円）
営業収益	24,367,005	5,478,622	789,867	30,635,495

（注）一般企業の売上高に代えて、営業収益を記載しております。

（２）地域ごとの情報

営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

第27期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

（１）サービスごとの情報

	投資信託 （千円）	投資顧問 （千円）	その他 （千円）	合計 （千円）
営業収益	23,208,602	5,910,049	697,063	29,815,715

（注）一般企業の売上高に代えて、営業収益を記載しております。

（２）地域ごとの情報

営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

（関連当事者との取引）

(1)親会社及び法人主要株主等

第26期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
その他の関係会社	第一生命保険株式会社	東京都千代田区	2,102億円	生命保険業	(被所有)直接50%	兼務1名, 出向3名, 転籍2名	資産運用の助言	資産運用の助言の顧問料の受入	710,392	未収投資助言報酬	190,149

第27期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
その他の関係会社	第一生命保険株式会社	東京都千代田区	2,102億円	生命保険業	(被所有)直接50%	兼務1名, 出向2名, 転籍3名	資産運用の助言	資産運用の助言の顧問料の受入	687,972	未収投資助言報酬	177,282

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）資産運用の助言の顧問料は、一般的取引条件を定めた規定に基づく個別契約により決定しております。

（注2）上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

(2)子会社等

第26期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権 等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員 の兼 任等	事業上 の関係				
子 会 社	DIAM International Ltd	London United kingdom	4,000 千GBP	資産の 運用	(所有) 直接 100%	兼務 2名	当社預 り資産 の運用	当社預り 資産の運 用の顧問 料の支払	646,432	未払 費用	172,736
	DIAM U.S.A., Inc.	New York U.S.A.	4,000 千USD	資産の 運用	(所有) 直接 100%	兼務 2名	当社預 り資産 の運用	当社預り 資産の運 用の顧問 料の支払	224,694	未払 費用	88,837
	DIAM SINGAPORE PTE. LTD.	Central Singapore	700,000 千円	資産の 運用	(所有) 直接 100%	-	なし	増資の引 受	300,000	-	-

第27期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権 等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員 の兼 任等	事業上 の関係				
子 会 社	DIAM International Ltd	London United kingdom	4,000 千GBP	資産の 運用	(所有) 直接 100%	兼務 2名	当社預 り資産 の運用	当社預り 資産の運 用の顧問 料の支払	523,845	未払 費用	158,645
	DIAM U.S.A., Inc.	New York U.S.A.	4,000 千USD	資産の 運用	(所有) 直接 100%	兼務 2名	当社預 り資産 の運用	当社預り 資産の運 用の顧問 料の支払	203,092	未払 費用	75,484

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）資産運用の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

（注2）上記の取引金額及び期末残高には、免税取引のため消費税等は含まれておりません。

（注3）増資の引受は、子会社が行った増資を引き受けたものであります。

(3)兄弟会社等

第26期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権 等の所 有(被 所有) 割合	関係内容		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員 の兼 任等	事業上 の関係				
その他の 関係会社 の子会社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田 区	7,000 億円	銀行業	-	-	当社設 定投資 信託の 販売、 預金取 引	投資信託の 販売代行手 数料	1,538,792	未払 手数料	108,444
								預金の預入 (純額)	112,401	現金・ 預金	524,914
								受取利息	156	未収 収益	-
	株式会社 みずほコ ーポレー ト銀行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	-	-	当社設 定投資 信託の 販売、 預金取 引	投資信託の 販売代行手 数料	536,163	未払 手数料	89,649
								預金の引出 (純額)	1,524,876	現金・ 預金	11,047,758
								受取利息	7,802	未収 収益	-
	みずほ第 一ファイ ナンス シャル テクノ ロジー株 式会社	東京都 千代田 区	2億円	金融 技術 研究等	-	-	当社預 り資産 の助言	当社預り資 産の助言の 顧問料の支 払	198,967	未払 費用	94,085
								業務委託料 の支払	17,740	未払 費用	21,598
	資産管理 サービス 信託銀行 株式会社	東京都 中央区	500 億円	資産管 理等	-	-	当社信 託財産 の運用	信託元本の 追加 (純額)	5,500,000	金銭の 信託	5,967,344
								信託報酬の 支払	3,163		

第27期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権 等の所 有(被 所有) 割合	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員 の兼 任等	事業上 の関係				
その他の 関係会 社の子 会社	株式会社 みずほ銀 行	東京都 千代田 区	7,000 億円	銀行業	-	-	当社設 定投資 信託の 販売、 預金取 引	投資信託の 販売代行手 数料 預金の引出 (純額) 受取利息	1,548,354 91,135 104	未払 手数料 現金・ 預金 未収 収益	122,786 433,779 -
	株式会社 みずほコ ーポレー ト銀行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	-	-	当社設 定投資 信託の 販売、 預金取 引	投資信託の 販売代行手 数料 預金の預入 (純額) 受取利息	450,766 392,267 3,654	未払 手数料 現金・ 預金 未収 収益	83,446 11,440,025 -
	みずほ第 一フィナ ンシャル テクノロ ジー株式 会社	東京都 千代田 区	2億円	金融 技術 研究等	-	-	当社預 り資産 の助言	当社預り資 産の助言の 顧問料の支 払	237,031	未払 費用	127,757
								業務委託料 の支払	15,140	未払 費用	6,373
	資産管理 サービス 信託銀行 株式会社	東京都 中央区	500 億円	資産管 理等	-	-	当社信 託財産 の運用	信託元本の 追加 (純額) 信託報酬の 支払	1,000,000 5,087	金銭の 信託	6,548,577

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

（注2）資産の助言の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

（注3）業務委託料は、委託業務に係る人件費から算出された手数料に基づく個別契約により決定しております。

（注4）上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税が含まれております。

（注5）預金取引は、市場金利を勘案した利率が適用されております。

（注6）信託報酬は、一般的取引条件を勘案した料率が適用されております。

（1株当たり情報）

	第26期 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）	第27期 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）
1株当たり純資産額	964,903円60銭	1,011,717円32銭
1株当たり当期純利益金額	185,611円60銭	142,163円33銭

（注1）潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株引受権付社債及び転換社債を発行していないため記載しておりません。

（注2）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第26期 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）	第27期 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）
当期純利益	4,454,678千円	3,411,920千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	4,454,678千円	3,411,920千円
期中平均株式数	24,000株	24,000株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。) または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。) と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3) (4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更等

平成21年6月29日付で、定款について次の変更をいたしました。

・株券不発行に伴う対応および役付取締役（取締役会長職）追加に伴う変更

- (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】**1【名称、資本金の額及び事業の内容】****(1)受託会社****a . 名称**

三井住友信託銀行株式会社

b . 資本金の額

平成24年4月1日現在 342,037百万円

c . 事業の内容

日本において銀行業務および信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

(平成24年3月末日現在)

名 称	資本金の額 (単位：百万円)	事業の内容
株式会社みずほ銀行	700,000	日本において銀行業務を営んでいます。
株式会社みずほコーポレート銀行	1,404,065	日本において銀行業務を営んでいます。
株式会社武蔵野銀行	45,743	日本において銀行業務を営んでいます。
株式会社第四銀行	32,776	日本において銀行業務を営んでいます。
株式会社八十二銀行	52,243	日本において銀行業務を営んでいます。
第一生命保険株式会社	210,200	日本において保険業務を営んでいます。
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	100,000	日本において保険業務を営んでいます。
PWM日本証券株式会社	3,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	47,937	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
野村證券株式会社	10,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
損保ジャパンDC証券株式会社	3,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(3)投資顧問会社**a . 名称**

キャピタル・インターナショナル株式会社

b . 資本金の額

2012年3月末日現在 4,665百万円

c . 事業の内容

日本において投資顧問業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

「受託会社」は、以下の業務を行います。

- (1) 委託会社の指図に基づく信託財産の管理、保管、処分
- (2) 信託財産の計算
- (3) 信託財産に関する報告書の作成
- (4) その他上記に付帯する業務

「販売会社」は、以下の業務を行います。

- (1) 募集の取扱い

- (2) 追加設定の申込事務
- (3) 信託契約の一部解約事務
- (4) 受益者に対する一部解約金および償還金の支払い
- (5) 受益者に対する収益分配金の再投資
- (6) 受益者に対する投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の交付
- (7) その他上記に付帯する業務

「投資顧問会社」は、以下の業務を行います。

マザーファンドの信託財産の運用の助言

3【資本関係】

第一生命保険株式会社は、委託会社の株式を12,000株（持株比率 50.00%）所有しています。

この他に、委託会社と上記関係法人間に資本関係はありません。

第3【参考情報】

当ファンドについては、当計算期間の間に、次の書類を提出いたしました。

書類名	提出年月日
有価証券届出書	平成23年9月13日
有価証券報告書	平成23年9月13日
半期報告書	平成24年3月13日
有価証券届出書の訂正届出書	平成24年3月13日

独立監査人の監査報告書

平成24年7月24日

D I A Mアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 柴 毅 印
業務執行社員指定社員 公認会計士 和 田 渉 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているD I A M外国株式オープン＜D C年金＞の平成23年6月14日から平成24年6月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、D I A M外国株式オープン＜D C年金＞の平成24年6月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

D I A Mアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書\(当期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年6月8日

D I A Mアセットマネジメント株式会社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山内 正彦 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	浅野 功 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	近藤 敏弘 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているD I A Mアセットマネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、D I A Mアセットマネジメント株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。